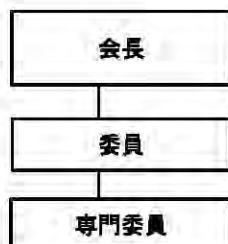
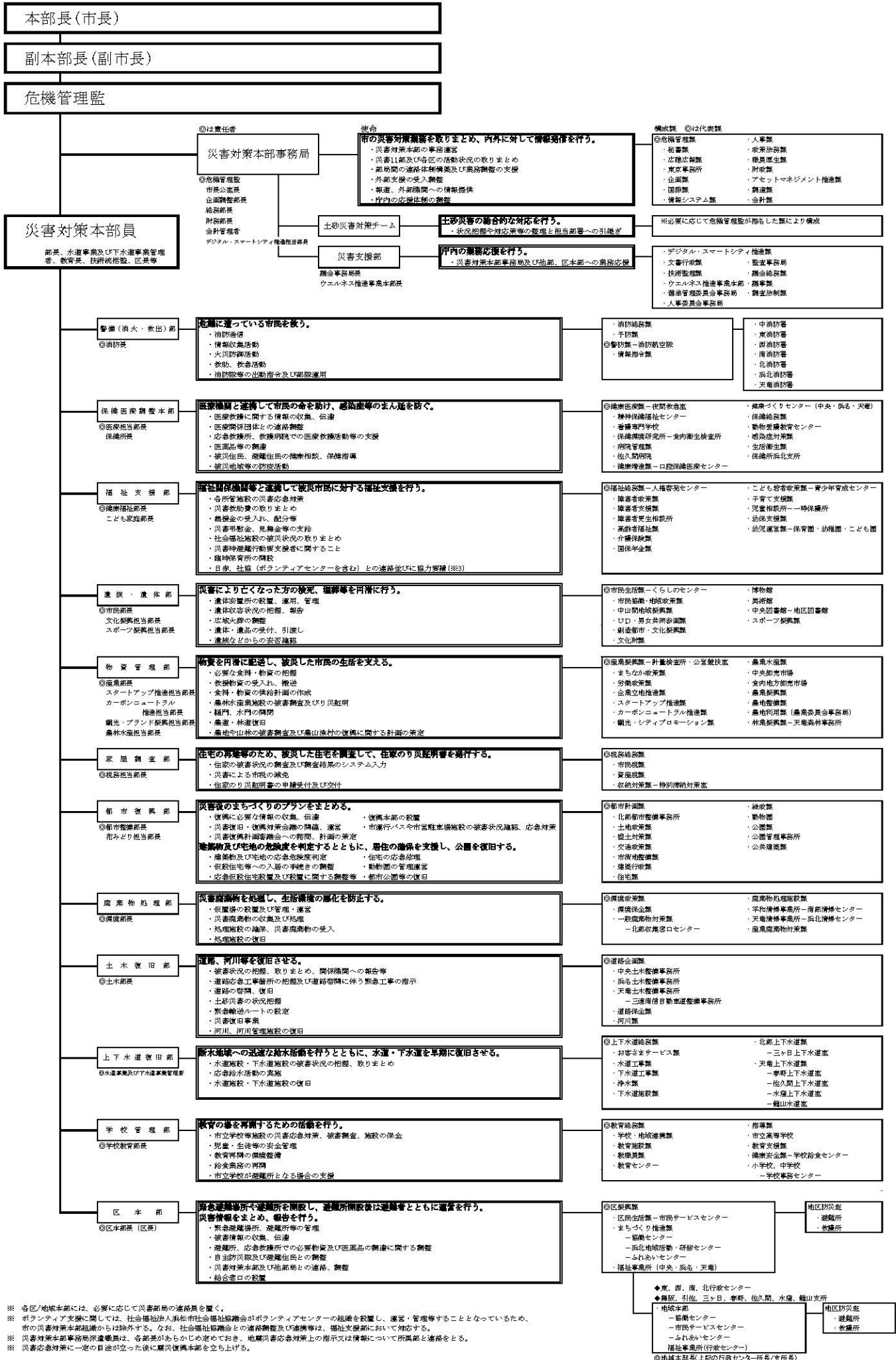


## 2-1 浜松市防災会議編成図



No.	機関名等	浜松市防災会議条例第2条第5項に定める任命区分
1	浜松市（市長）	—
2	中部地方整備局浜松河川国道事務所	(1) 指定地方行政機関の職員
3	関東森林管理局天竜森林管理署	
4	静岡県西部地域局	
5	静岡県浜松土木事務所	(2) 県の職員
6	静岡県西部農林事務所	
7	静岡県警察浜松市警察部	(3) 県警察の警察官
8	浜松市（教育長）	(4) 教育長及び消防長
9	浜松市（消防長）	
10	浜松市消防団	(5) 消防団長及び水防団長
11	浜松市水防団	
12	浜松市（副市長）	(6) 前2号に掲げる者以外の市の職員
13	浜松市（土木部長）	
14	NTT西日本株式会社静岡支店	(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
15	中部電力パワーグリッド株式会社浜松支社	
16	電源開発株式会社中部支店佐久間電力所	
17	サーラエナジー株式会社浜松供給センター	
18	一般社団法人静岡県LPガス協会西部支部	
19	東海旅客鉄道株式会社 浜松駅	
20	天竜浜名湖鉄道株式会社	
21	遠州鉄道株式会社	
22	日本放送協会 静岡放送局	
23	株式会社静岡新聞社 静岡放送株式会社 浜松総局	
24	一般社団法人静岡県トラック協会西部支部	
25	公益社団法人静岡県看護協会西部地区支部	
26	一般社団法人浜松市医師会	
27	一般社団法人浜松市歯科医師会	
28	一般社団法人浜松市薬剤師会	
29	浜松市自主防災隊連合会	
30	浜名漁業協同組合	
31	一般社団法人浜松建設業協会	
32	浜松市災害ボランティア連絡会	
33	浜松男女共同参画推進協会	
34	浜松の企業が手をつなぐ災害支援ネットワーク（はままつnanet）	
35	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	
36	陸上自衛隊第34普通科連隊第4中隊	



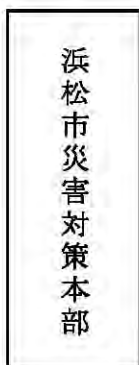
## 2-3 災害対策本部事務局派遣職員（リエゾン）

- ・災害対策本部事務局派遣職員とは、災害時には組織間の連絡員として相手組織に派遣される職員。
  - ・災害対策本部事務局派遣職員は、「2-2 浜松市災害対策本部 編成図」に記載されている各部の使命に基づき活動すること。
  - ・災害対策本部事務局派遣職員は、情報伝達の要としての役割を担っていることから、必要な情報を自ら拾い集め双方に共有することや、組織間の調整役として活動することを求める。
- ※災害対策本部事務局派遣職員は、「リエゾン」（＝フランス語で「つなぐ」や「橋渡し」を意味する）とも呼ばれている。

部	人員
警備（消火・救出）部	2
保健医療調整本部	2
福祉支援部	3
遺族・遺体部	2
物資管理部	2
家屋調査部	2
都市復興部	3
廃棄物処理部	2
土木復旧部	2
上下水道復旧部	3
学校管理部	1
中央区本部	2
浜名区本部	2
天竜区本部	2

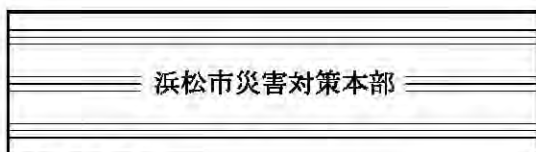
## 2-4 標識

### 1 本部の標識板

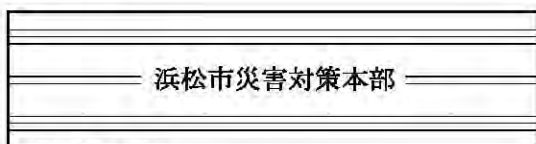


※標識板の表記は、区本部においては「浜松市災害対策本部〇〇区本部」とし、地域本部においては「浜松市災害対策本部〇〇区〇〇地域本部」とする。

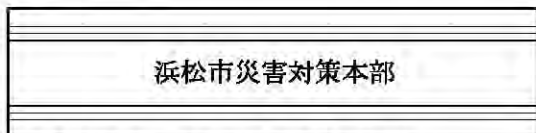
### 2 腕章



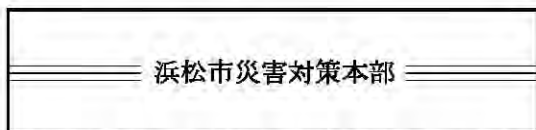
(本部長用)



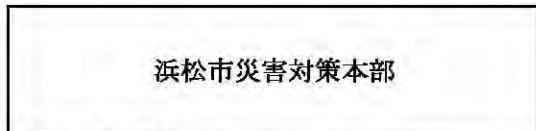
(副本部長用)



(危機管理監・本部員・区本部長用)



(区副本部長・区本部員・地域本部長・本部班長用)



(その他の職員)

※腕章の色彩は、地を白色、文字は黒色、中の線は赤色とする。

### 3 標旗



(車両・舟艇用)

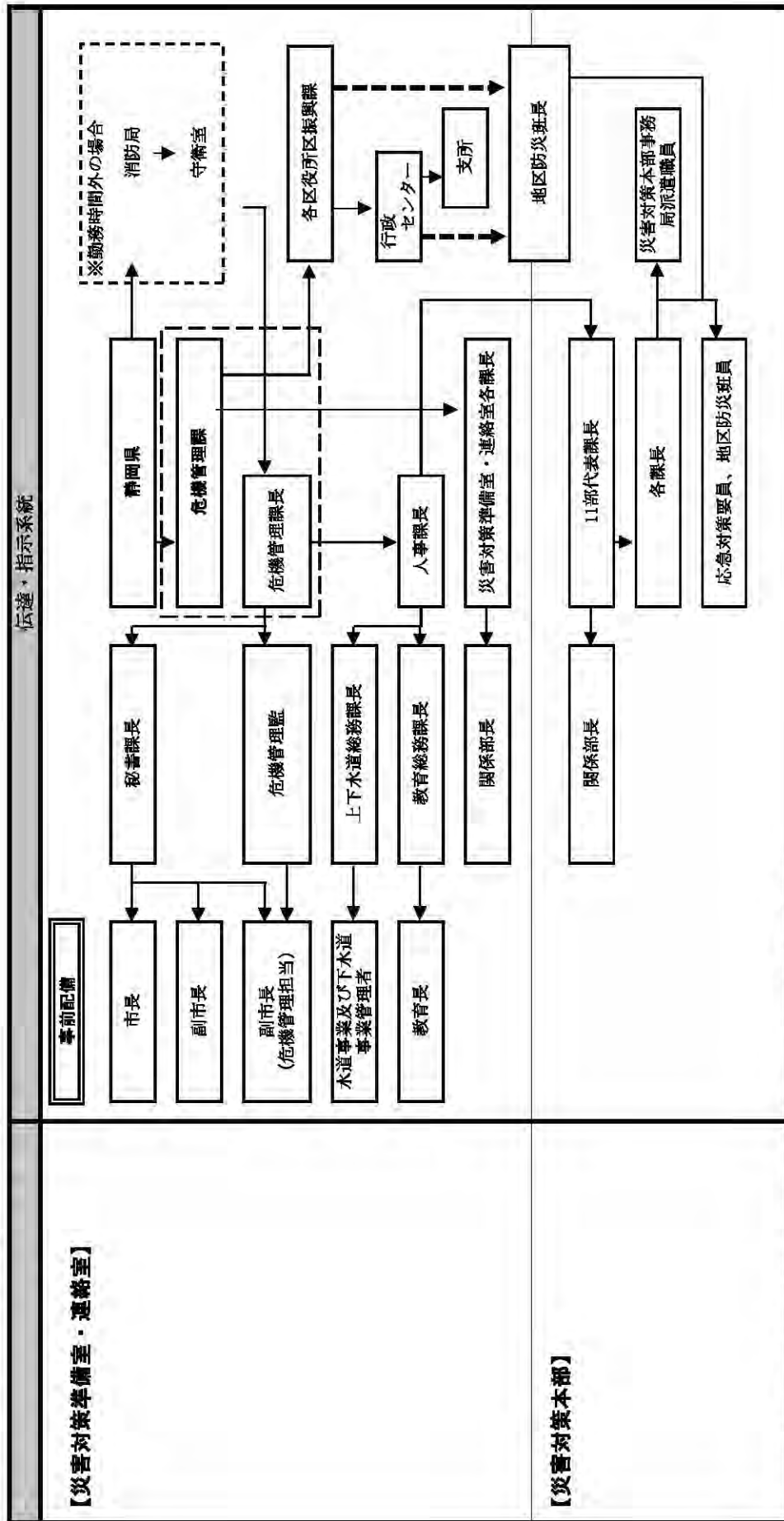
※標旗の色彩は、地を黄色、文字は黒色とする。

2-5 関係機関

	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	
警察機関	浜松市警察部	浜松市中央区中央一丁目12-1	053-454-9110	
	天竜警察署	浜松市天竜区二俣町阿蔵8-3	053-926-0110	
	浜北警察署	浜松市浜名区小松3218	053-585-0110	
	浜松東警察署	浜松市中央区相生町14-10	053-460-0110	
	浜松中央警察署	浜松市中央区住吉五丁目28-1	053-476-0110	
	浜松西警察署	浜松市中央区大人見町3452-1	053-484-0110	
	細江警察署	浜松市浜名区細江町気賀4640	053-522-0110	
指定地方行政機関	財務省東海財務局静岡財務事務所	静岡市葵区追手町9-50	054-261-4321	
	農林水産省関東農政局静岡県拠点	静岡市葵区東草深町7-18	054-246-6121	
	海上保安庁第三管区海上保安本部清水海上保安部	静岡市清水区日の出町9-1	054-353-0118	
	清水海上保安部御前崎海上保安署	御前崎市港6170-2	0548-63-4999	
	林野庁関東森林管理局天竜森林管理署	浜松市浜名区中瀬2663-1	053-588-5591	
	国土地理院中部地方測量部	名古屋市中区三の丸二丁目5-1 (名古屋合同庁舎第2号館3階)	052-961-5638	
	気象庁東京管区気象台静岡地方気象台	静岡市駿河区曲金二丁目1-5	054-286-3521	
	総務省東海総合通信局	名古屋市中区白壁一丁目15-1	052-971-9112	
	厚生労働省静岡労働局浜松労働基準監督署	浜松市中央区中央一丁目12-4 浜松合同庁舎8F	053-456-8147	
	厚生労働省静岡労働局浜松公共職業安定所	浜松市中央区浅田町50-2	053-541-8609	
	国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所	浜松市中央区名塚町266	053-466-0111	
	国土交通省中部運輸局静岡運輸支局	静岡市駿河区国吉田二丁目4-25	054-261-2939	
	環境省関東地方環境事務所	さいたま市中区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階	048-600-0516	
	環境省中部地方環境事務所	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-955-2130	
	防衛省南関東防衛局浜松防衛事務所	浜松市中央区中央一丁目12-4 浜松合同庁舎8F	053-453-8958	
指定公共機関	独立行政法人国立病院機構天竜病院	浜松市浜名区於呂4201-2	053-583-3111	
	日本郵便(株)浜松西郵便局	浜松市中央区西伊場町55-1	053-454-0412	
	東海旅客鉄道(株)浜松駅	浜松市中央区砂山町6-2	053-453-5310	
	日本貨物鉄道(株)西浜松駅	浜松市中央区東若林町537-2	053-454-1049	
	NTT西日本(株)静岡支店	静岡市葵区御幸町4-6 NTT電々ビル7F	054-205-9122	
	(株)NTTドコモ東海支社静岡支店	静岡市葵区東静岡一丁目3-43	054-265-7182	
	日本赤十字社静岡県支部	静岡市葵区追手町44-17	054-252-8131	
	日本放送協会静岡放送局	静岡市駿河区八幡一丁目6-1	054-654-4000	
	中日本高速道路(株)浜松保全・サービスセンター	浜松市浜名区中瀬6008	053-588-5718	
	電源開発(株)佐久間電力所	浜松市天竜区佐久間町佐久間2690	053-966-0071	
	日本通運(株)静岡支店	浜松市中央区神田町1399-1	053-442-3351	
	中部電力パワーグリッド(株)浜松支社	浜松市中央区鷺江町22-1	053-458-8171	
	中部電力パワーグリッド(株)浜北営業所	浜松市浜名区根堅1939-1	053-571-6909	
	KDDI(株)中部総支社	名古屋市中区名駅2-27-8 名古屋プライムセントラルタワー20階	052-747-8071	
	ソフトバンク(株)名古屋事業所 (関西・東海人事総務課)	名古屋市中村区名駅一丁目1-3 JRゲートタワー38階	052-566-3231	
	一般社団法人日本建設業連合会中部支社	名古屋市中区栄三丁目28-21	052-261-3808	
	楽天モバイル(株)BCP管理本部 BCP運用部	名古屋市中区栄1-12-17 富士フィルムビル	050-5432-1802 (営業時間内) 050-5369-7203 (営業時間外)	
	指定地方公共機関	浜松土地改良区	浜松市浜名区都田町8807-2	053-428-3892
		サーラエナジー(株)浜松支社	浜松市中央区西塚町200	053-465-1234
		一般社団法人静岡県LPガス協会西部支部	浜松市中央区茄子町351-2	053-465-1178
		遠州鉄道(株)	浜松市中央区旭町12-1	053-454-2211
		天竜浜名湖鉄道(株)	浜松市天竜区二俣町阿蔵114-2	053-925-6125
一般社団法人静岡県トラック協会西部支部		浜松市中央区大島町620	053-435-0109	
一般社団法人静岡県トラック協会北遠支部		浜松市浜名区高薗171	053-584-3055	
浜松市タクシー協会(遠鉄タクシー(株)内)	浜松市中央区上島一丁目11-15	053-472-8419		

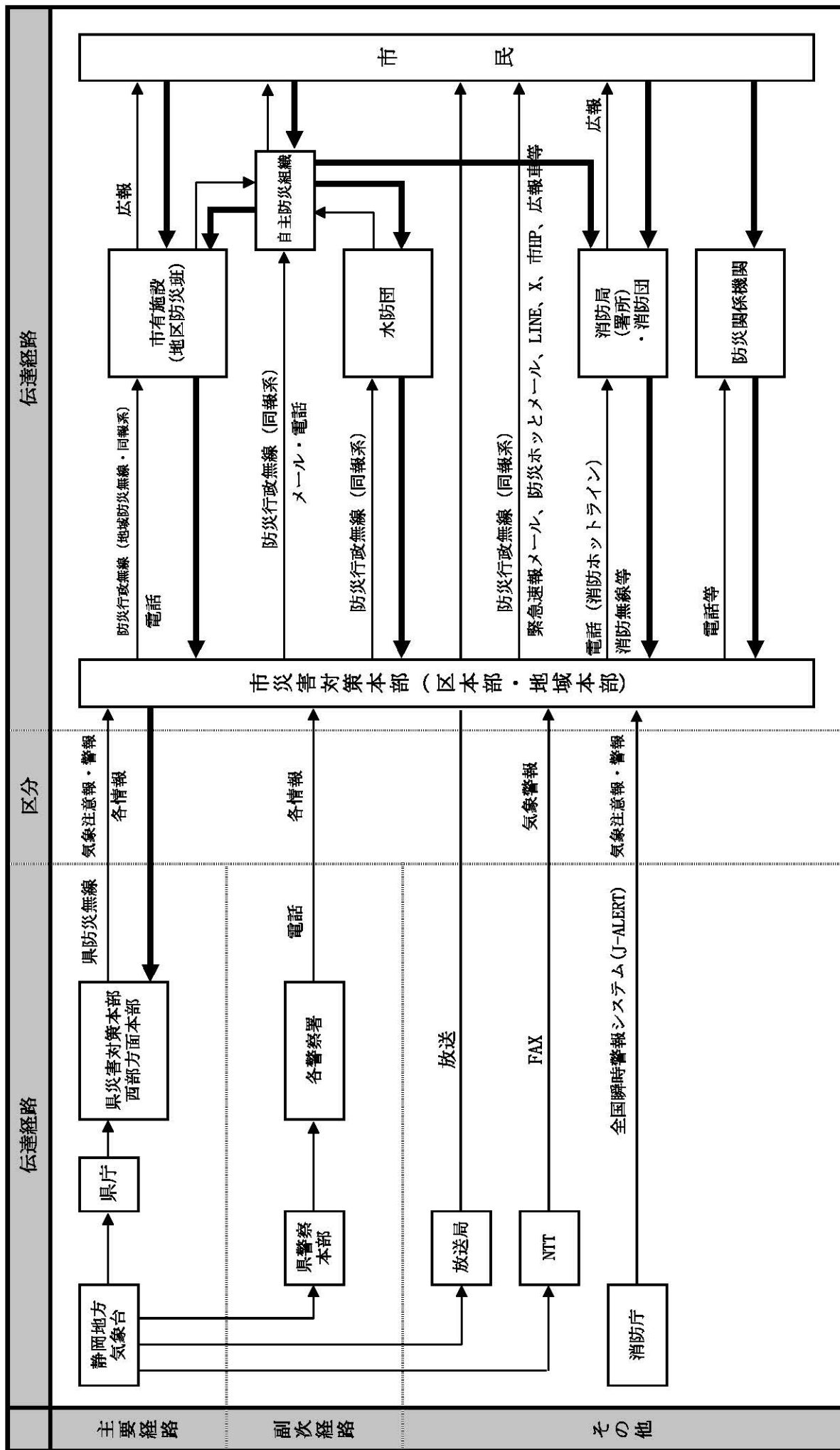
	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
指定 地方 公共 機関	静岡県タクシー協会浜名湖北遠支部(外山タクシー(株))	浜松市浜名区横須賀271	053-587-8070
	静岡放送(株)浜松総局	浜松市中央区旭町11-1	053-455-3550
	(株)テレビ静岡浜松支社	浜松市中央区常盤町145-1	053-454-9345
	(株)静岡朝日テレビ浜松総支社	浜松市中央区中央一丁目2-1	053-456-3310
	(株)静岡第一テレビ浜松支局	浜松市中央区板屋町111-2 浜松アクトタワー18F	053-456-7577
	静岡エフエム放送(株)	浜松市中央区常盤町133-24	053-457-1153
	静岡県道路公社	静岡市葵区追手町9-18	054-254-3407
	公益社団法人静岡県看護協会西部地区支部	浜松市中央区中央二丁目10-1 浜松青色会館2F	053-455-2777
その 他 防 災 関 係 機 関	一般社団法人浜松市医師会	浜松市中央区伝馬町311-2	053-452-0424
	一般社団法人浜松市歯科医師会	浜松市中央区鴨江二丁目11-2	053-453-8847
	一般社団法人浜松市薬剤師会	浜松市中央区鴨江二丁目11-2	053-455-2976
	一般社団法人浜松市浜北医師会	浜松市浜名区横須賀905-1	053-586-1720
	一般社団法人浜名医師会	湖西市古見1041-2	053-576-5510
	一般社団法人引佐郡医師会	浜松市浜名区細江町中川7172-1703	053-527-2018
	一般社団法人磐田医師会	袋井市深見138-2	0538-49-4545
	とびあ浜松農業協同組合	浜松市中央区有玉南町1975	053-476-3111
	遠州中央農業協同組合	磐田市見付3599-1	0538-36-7005
	三ヶ日町農業協同組合	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日885	053-525-1011
	浜松商工会議所	浜松市中央区東伊場二丁目7-1	053-452-1111
	一般社団法人浜松建設業協会	浜松市中央区山手町15-19	053-454-8288
	浜北建設事業協同組合	浜松市浜名区貴布祢608-1	053-587-2624
	春野建設事業協同組合	浜松市天竜区春野町気田111	053-989-0233
	三ヶ日町建設業協会	浜松市浜名区三ヶ日町津々崎75-1	053-525-1031
	一般社団法人天竜建設業協会	浜松市天竜区二俣町鹿島491-5	053-926-1562
	佐久間建設業協会	浜松市天竜区佐久間町浦川2748	053-967-2635
	水窪建設業協会	浜松市天竜区水窪町奥領家2993-1	053-987-0415
	一般社団法人静岡県西部解体工事業協会	浜松市中央区幸一丁目15-20	053-415-8771
	静岡県浜松土木事務所維持調査課	浜松市中央区中央一丁目12-1	053-458-7268
	静岡県西部農林事務所	浜松市中央区中央一丁目12-1	053-458-7208
	浜名漁業協同組合	浜松市中央区舞阪町舞阪2119-19	053-592-2911
	天竜川漁業協同組合	浜松市天竜区米沢273-1	053-926-0813
	JR浜松保線区	浜松市中央区北寺島町261-2	053-452-0764
	浜松上下水道協同組合	浜松市中央区茄子町3-2	053-463-9813
	浜北上下水道協同組合	浜松市浜名区高畑196-2	053-586-1510
	天竜北遠上下水道協同組合	浜松市天竜区山東125-1	053-925-8836
	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	浜松市中央区成子町140-8	053-453-0580
	浜松エフエム放送(株)	浜松市中央区鍛冶町100-1	053-458-8600
	浜松ケーブルテレビ(株)	浜松市中央区佐鳴台一丁目11-27	053-445-2880
	航空自衛隊第1航空団司令部防衛部	浜松市中央区西山町無番地	053-472-1111
	陸上自衛隊第34普通科連隊本部第3科	御殿場市板妻40-1	0550-89-1310
	海上自衛隊横須賀地方総監部	神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地	046-822-3500

## 2-6 情報伝達及び動員指示系統



※情報伝達は、口頭、電話または浜松市職員参集メール等によるものとする。  
 ※浜松市職員参集メール等を受信した職員は、配備基準に基づき参集するものとする。

2-7 通信情報網図



2-8 災害対策本部本部員

No.	役 職
1	教育長
2	水道事業及び下水道事業管理者
3	技術統括監
4	危機管理監
5	市長公室長
6	企画調整部長
7	総務部長
8	財務部長
9	財務部 税務担当部長
10	市民部長
11	健康福祉部長
12	健康福祉部 医療担当部長
13	環境部長
14	産業部長
15	産業部 農林水産担当部長
16	都市整備部長
17	土木部長
18	中央区長
19	浜名区長
20	天竜区長
21	消防長
22	学校教育部長

計22名

## 2-9 平常時防災例示事務

### 1 共通事務

区分	例示事務
組織運営に係る事務	(1) 災害時の所属職員の連絡体制及び動員計画に関すること。 (2) 所属職員の防災に係る事務分掌の整備に関すること。 (3) 所属職員の防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 (4) 災害時の所属職員とその家族の安否確認体制に関すること。 (5) 災害時における所管施設との連絡体制に関すること。
事業執行に係る事務（該当する事務の所管課に共通）	(1) 所管業務に係る災害予防対策に関すること。 (2) 所管業務に関連した防災対策の実施並びに地震防災応急対策及び災害応急対策の実施体制に関すること。 (3) 所管施設の耐震化、防災関係計画の整備等防災対策の推進に関すること。 (4) 所管施設の災害応急対策、被害調査、施設の保全等に関すること。 (5) 災害応急対策用資機材の確保に関すること。 (6) 所管業務の災害応急対策に係る他都市等応援職員の受け入れ体制に関すること。

### 2 各課例示事務（主なもの）

部	課名	例示事務
災害対策本部事務局	危機管理課	(1) 防災体制の整備に関する各課との連絡調整及び他課の所管に属しない事務に関すること。 (2) 浜松市地域防災計画に関すること。 (3) 市民の防災意識の啓発に関すること。 (4) 浜松市自主防災隊連合会の運営並びに自主防災組織の育成に関すること。 (5) 災害救助法の適用に係る体制に関すること。 (6) 災害対策本部の運営体制に関すること。 (7) 職員の防災意識の啓発に関すること。 (8) 防災訓練の企画及び実施に関すること。 (9) 気象等に関する情報の収集及び伝達に関すること。 (10) 地震対策その他の防災対策を推進するための調査及び研究に関すること。 (11) 防災行政無線の運用及び管理並びにその取扱い方法等の指導に関すること。 (12) 防災倉庫及び防災資機材の整備に関すること。 (13) 災害対策本部事務局「業務継続計画」ほかマニュアルの策定に関すること。 (14) 区本部との連絡体制に関すること。 (15) 区振興課との連携・協力に関すること。
	秘書課	(1) 災害時の本部長及び副本部長の連絡体制に関すること。
	広報広報課	(1) 災害時等の広報の実施体制に関すること。 (2) 災害対策本部事務局付広報広報班の運営体制に関すること。 (3) 災害時等の報道機関との協力体制に関すること。 (4) 災害対策本部事務局内の応援体制に関すること。
	東京事務所	(1) 災害時の国及び関係機関との連絡体制に関すること。
	企画課	(1) 災害時の他都市等応援職員の受け入れ体制の締括に関すること。 (2) 災害対策本部事務局内の応援体制に関すること。 (3) 都市復興部との連絡体制に関すること。
	国際課	(1) 外国人の防災対策の促進に関すること。 (2) 災害時等の外国人に対する情報提供等の支援体制に関すること。 (3) 災害対策本部事務局内の応援体制に関すること。
	デジタル・スマートシティ推進課	(1) 災害対策本部事務局内及び他部局の応援体制に関すること。
	情報システム課	(1) 地域情報センター利用者の安全確保措置に関すること。 (2) 災害時の地域情報センターの機能維持に関すること。 (3) 大型コンピュータ、オンラインシステム等の安全対策に関すること。 (4) 大型コンピュータ、オンラインシステム等の緊急時運用及び復旧体制に関すること。 (5) 災害対策本部事務局内の応援体制に関すること。
	人事課	(1) 災害時等の職員の服務に関すること。 (2) 災害時等の職員の動員計画に関すること。 (3) 災害対策本部事務局内の応援体制に関すること。
	政策法務課	(1) 災害時における条例、規則の審査体制に関すること。 (2) 災害関連法規の解釈等についての助言に関すること。 (3) 災害対策本部事務局内の応援体制に関すること。
	職員厚生課	(1) 災害時等の職員の健康管理体制に関すること。 (2) 職員の災害補償制度に関すること。 (3) 災害対策本部事務局内の応援体制に関すること。
	文書行政課	(1) 災害時の文書の收受・発送体制に関すること。 (2) 災害時の公印の管理体制に関すること。 (3) 災害時の区役所等への文書送達体制に関すること。 (4) 災害時の印刷体制に関すること。 (5) 災害対策本部事務局内の応援体制に関すること。
	財政課	(1) 災害対策の予算措置体制に関すること。 (2) 災害対策本部事務局内の応援体制に関すること。
	アセットマネジメント推進課	(1) 災害時の庁舎の機能維持に関すること。 (2) 災害時における公用車の配車体制に関すること。 (3) 市役所自衛消防隊の運営体制に関すること。 (4) 勤務時間外・休日等における災害情報等の危機管理課への連絡に関すること。（守衛） (5) 災害対策本部事務局内の応援体制に関すること。

部	課名	例示事務	
	調達課	(1) 災害時における物資、燃料等の緊急調達体制に関する事。 (2) 災害対策本部事務局内の応援体制に関する事。	
	技術監理課	(1) 災害時における工事検査体制に関する事。 (2) 災害対策本部事務局及び他部局の応援体制に関する事。	
	会計課	(1) 災害時における会計処理体制（義援金の保管を含む。）に関する事。 (2) 財務会計システムの緊急時の運用及び復旧体制に関する事。 (3) 災害時における指定金融機関等の営業状況の情報収集体制に関する事。 (4) 災害対策本部事務局内及び他部局の応援体制に関する事。	
	ウェルネス推進事業本部	(1) 災害対策本部事務局内及び他部局の応援体制に関する事。	
	選挙管理委員会事務局 人事委員会 監査事務局	(1) 災害対策本部事務局内及び他部局の応援体制に関する事。	
	議会総務課 議事課 調査法制課	(1) 災害時の議員との連絡体制に関する事。 (2) 災害時の議員の安否確認体制に関する事。 (3) 災害時の議会運営体制に関する事。	
	警備（消火・救出）部	消防総務課	(1) 部内の災害予防対策の推進に関する事。 (2) 市長事務部局との連絡体制に関する事。 (3) 応急資機材等の調達の実施体制に関する事。 (4) 職員の服務及び健康管理体制に関する事。 (5) 消防団との連絡体制に関する事。
予防課		(1) 不特定多数人収容施設及び危険物施設の地震防災緊急対策の実施並びに対策履行の指示に関する事。 (2) 災害時等の火気使用の自主制限等火気予防の指導に関する事。 (3) 住民に対する災害情報の広報の実施体制に関する事。 (4) 火災による災証明の手続き体制に関する事。	
警防課 －消防航空隊		(1) 警戒区域（火災・危険物周辺）の設定並びに避難の勧告、指示の実施体制に関する事。 (2) 災害時の消防体制に関する事。 (3) 緊急消防援助隊の受け入れ体制に関する事。 (4) 警備部「業務継続計画」ほかマニュアルの策定に関する事。	
情報指令課		(1) 消防情報システムの運用体制に関する事。 (2) 出動指令に関する事。 (3) 各種災害関係情報の収集及び伝達体制に関する事。 (4) 消防通信の確保及び活用体制に関する事。	
中消防署 東消防署 西消防署 南消防署 北消防署 浜北消防署 天竜消防署		(1) 災害の警戒及び防衛活動の実施体制に関する事。 (2) 住民の避難措置の実施体制に関する事。 (3) 災害時の消防団との連絡体制に関する事。 (4) 災害時の住民に対する災害情報の広報の実施体制に関する事。 (5) 被害状況等の調査の実施体制に関する事。 (6) 防災に係る職務の習熟、訓練に関する事。 (7) 自主防災組織の活動への協力、技術指導に関する事。	
保健医療調整本部		健康医療課 夜間救急室	(1) 保健医療調整本部内の災害予防対策の推進に関する事。 (2) 医療救護計画の整備等、医療救護体制に関する事。 (3) 静岡県西部方面本部との医療救護対策に関する連絡体制に関する事。 (4) 保健医療調整本部「業務継続計画」ほかマニュアルの策定に関する事。 (5) 保健医療調整本部の総括と連絡調整に関する事。 (6) 医療救護対策委員会に関する事。 (7) 医療救護訓練に関する事。
		精神保健福祉センター	(1) 災害時における被災者の精神保健福祉対策に関する事。
	看護専門学校	(1) 学生の防災訓練に関する事。 (2) 災害時等の学生の安否確認体制に関する事。 (3) 災害時の医療班の応援体制に関する事。	
	保健環境研究所 －食肉衛生検査所	(1) 災害時の保健環境研究所及び食肉衛生検査所の機能維持対策に関する事。 (2) 災害時の健康危機対策の推進に関する事。 (3) 災害時のと畜場、食鳥処理場等許可施設における衛生対策等の指導体制に関する事。 (4) 災害時の地方衛生研究所の広域連携に関する事。	
	病院管理課 佐久間病院	(1) 災害時の浜松医療センター及び浜松市リハビリテーション病院の機能維持対策に関する事。 (2) 災害時の応急医療体制に関する事。 (3) 災害時の衛生検査体制に関する事。 (4) 遺体の引渡しに関する事。	
	健康増進課 －口腔保健医療センター	(1) 災害時における保健活動に関する事。 (2) 災害時の保健、栄養、歯科指導の体制に関する事。	
	中央健康づくりセンター 浜名健康づくりセンター 天竜健康づくりセンター	(1) 区本部及び保健医療調整本部との連絡調整に関する事。 (2) 災害時における保健活動に関する事。 (3) 災害時の保健、栄養、歯科指導の体制に関する事。 (4) 浜松赤十字病院病院前救護所に関する事。（浜名健康づくりセンター）	
	保健総務課	(1) 保健所内各課の連絡体制に関する事。 (2) 災害時等の医薬品、衛生材料、血液の確保及び供給体制に関する事。 (3) 医療提供施設等の防災対策に関する事。 (4) 毒物、劇物取扱施設等の防災対策の推進に関する事。 (5) 健康危機管理に関する事。	
	動物愛護教育センター	(1) 災害時の飼育動物の救護活動の指導に関する事。	
	感染症対策課 生活衛生課	(1) 感染症対策に関する事。 (2) 災害時の防疫薬剤の確保、配付、指導体制に関する事。 (3) 飲料水（井戸等）の衛生指導に関する事。 (4) 災害時の食品衛生の確保対策に関する事。	
保健所浜北支所	(1) 保健所との連絡調整に関する事。 (2) 災害時における医薬予防、生活衛生に関する事。 (3) 浜松赤十字病院病院前救護所に関する事。		

部	課名	例示事務
福祉支援部	福祉総務課 —人権啓発センター	(1) 福祉支援部内の災害予防対策の推進に関する事。 (2) 救護施設との連携及び活用体制に関する事。 (3) 各福祉事務所の連携体制に関する事。 (4) 災害時等の民生委員・児童委員との連携体制に関する事。 (5) 福祉支援部「業務継続計画」ほかマニュアルの策定に関する事。 (6) 福祉支援部の総括と連絡調整に関する事。 (7) 災害救助法及び被災者生活再建支援法に係る事務の施行体制に関する事。 (8) 災害甲慮金、災害障害者見舞金の総括に関する事。 (9) 社会福祉団体との連絡及び協力体制に関する事。
	障害者政策課	(1) 障害（児）者福祉施設との連携及び活用体制に関する事。 (2) 社会福祉団体との連絡及び協力体制に関する事。 (3) 福祉支援部内の応援に関する事。
	障害者支援課	(1) 被災障害（児）者の援護体制に関する事。 (2) 被災障害（児）者の精神保健対策に関する事。 (3) 福祉支援部内の応援に関する事。
	障害者更生相談所	(1) 災害時における障害者の相談体制に関する事。
	高齢者福祉課	(1) 災害時における老人福祉センター等の活用体制に関する事。 (2) 社会福祉団体との連絡及び協力体制に関する事。 (3) 福祉支援部内の応援に関する事。
	介護保険課	(1) 介護保険対象者の援護体制に関する事。 (2) 社会福祉団体との連絡及び協力体制に関する事。 (3) 福祉支援部内の応援に関する事。
	国保年金課	(1) 災害時の保険診療の取扱い特例の実施体制に関する事。 (2) 社会福祉団体との連絡及び協力体制に関する事。 (3) 福祉支援部内の応援に関する事。
	子ども若者政策課 —青少年育成センター	(1) 所管施設の災害時の活用体制に関する事。 (2) 学校教育部との連絡に関する事。 (3) 社会福祉団体との連絡及び協力体制に関する事。 (4) 義援金の受け入れ及び配分体制の構築に関する事。 (5) 福祉支援部内の応援に関する事。
	子育て支援課	(1) 児童福祉施設との連携体制に関する事。 (2) 被災児童、母子世帯の援護体制に関する事。 (3) 社会福祉団体との連絡及び協力体制に関する事。 (4) 福祉支援部内の応援に関する事。
	児童相談所 —一時保護所	(1) 災害時の児童の保護措置等に関する事。 (2) 災害時の児童の安否確認に関する事。
	幼保支援課 幼保運営課 —保育園 —幼稚園 —子ども園	(1) 保育児童及び幼稚園児の安全確保のための防災体制に関する事。 (2) 保育施設及び幼稚園との連携体制に関する事。 (3) 社会福祉団体との連絡及び協力体制に関する事。 (4) 福祉支援部内の応援に関する事。 (5) 学校管理部との連絡体制に関する事。
	遺族・遺体部	市民生活課 —くらしのセンター
市民協働・地域政策課		(1) NPO団体等との連絡調整に関する事。 (2) 施設利用者（市民協働センター）の安全確保措置に関する事。 (3) 災害時の市民協働センターの活用体制に関する事。 (4) 遺族・遺体部内各班の応援体制に関する事。
中山間地域振興課		(1) 遺族・遺体部内各班の応援体制に関する事。
UD・男女共同参画課		(1) 施設利用者（男女共同参画推進センター）の安全確保措置に関する事。 (2) 災害時の男女共同参画推進センターの活用体制に関する事。 (3) 遺族・遺体部内各班の応援体制に関する事。
創造都市・文化振興課		(1) 災害時のアクティビティの活用体制に関する事。 (2) 災害時等の催事関係機関との連絡体制に関する事。 (3) 災害時等の所管催事の運営に関する事。 (4) 社会教育施設利用者の安全確保措置の実施体制の総括に関する事。 (5) 社会教育施設利用者の安全確保措置の実施体制の総括に関する事。 (6) 遺族・遺体部内各班の応援体制に関する事。
文化財課 博物館 美術館		(1) 社会教育施設利用者の安全確保措置の実施体制に関する事。 (2) 災害時の施設の活用体制に関する事。 (3) 文化財の災害予防対策に関する事。 (4) 遺族・遺体部内各班の応援体制に関する事。
中央図書館 —地区図書館		(1) 図書館利用者の安全確保措置の実施体制の総括に関する事。 (2) 災害時の施設の活用体制の総括に関する事。 (3) 遺族・遺体部内各班の応援体制に関する事。
スポーツ振興課		(1) 災害時のアリーナ等の活用体制に関する事。 (2) 災害時の施設の活用体制の総括に関する事。 (3) 遺族・遺体部内各班の応援体制に関する事。

部	課名	例示事務
物資管理部	産業振興課	(1) 物資管理部内の災害予防対策の推進に関する事。 (2) 企業及び商工団体等の防災対策の促進に関する事。 (3) 商工業者関係の激甚災害制度の施行体制に関する事。 (4) 災害時の企業及び商工団体等の相戦体制に関する事。 (5) 商工業者に対する災害金融に関する事。 (6) 災害時の企業及び商工団体等との連絡体制に関する事。 (7) り災者用物資の調達・あっせん方法に関する事。 (8) 物資集積場の管理運営体制に関する事。 (9) 事業所へのり災証明の手続き体制に関する事。 (10) 物資管理部「業務継続計画」ほかマニュアルの策定に関する事。 (11) 物資管理部各班及び区本部の応援体制に関する事。 (12) 物資管理部の総括と連絡調整に関する事。 (13) 所管施設の防災関係計画及び対策の推進に関する事。
	ー計量検査所	(1) 災害時の施設の運用体制に関する事。 (2) 物資管理部内の応援体制に関する事。
	ー公営競技室	(1) 災害時等の入場者の避難誘導等の安全対策に関する事。 (2) 物資集積場の管理運営に対する支援協力体制に関する事。 (3) 物資管理部内の応援体制に関する事。
	まちなか政策課	(1) 企業及び商工団体等の防災対策の促進に関する事。 (2) 災害時の企業及び商工団体等との連絡体制に関する事。 (3) 物資管理部内の応援体制に関する事。
	労働政策課	(1) 勤労福祉施設の防災関係計画及び対策の推進に関する事。 (2) 災害時の雇用支援対策に関する事。 (3) 物資管理部内の応援体制に関する事。
	企業立地推進課	(1) 物資管理部内の応援体制に関する事。 (2) 施行中の産業用地整備事業地の防災対策に関する事。
	スタートアップ推進課 カーボンニュートラル推進課	(1) 物資管理部内の応援体制に関する事。
	観光・シティプロモーション課	(1) 観光施設の耐震化、防災関係計画の整備等防災対策の推進に関する事。 (2) 観光客の避難体制その他防災対策の促進に関する事。 (3) 災害時等の催事関係機関との連絡体制に関する事。 (4) 災害時等の所管催事の運営に関する事。 (5) 物資管理部内の応援体制に関する事。
	農業水産課 農業振興課 農地利用課 (農業委員会事務局) 林業振興課 ー天竜森林事務所	(1) 農林水産物の被害状況の調査体制に関する事。 (2) 救助用食料の調達・あっせん体制に関する事。 (3) 地震・津波に備えた漁港施設の整備に関する事。 (4) 災害時の漁船の協力体制に関する事。 (5) 物資管理部内の応援体制に関する事。
	中央卸売市場	(1) 災害時等の市場関係者の安否確認体制に関する事。 (2) 災害時の生鮮食料品の調達・あっせん体制に関する事。 (3) 災害時の施設の運用体制に関する事。 (4) 物資管理部内の応援体制に関する事。
	食肉地方卸売市場	(1) 災害時の施設の運用体制に関する事。 (2) 物資管理部内の応援体制に関する事。
	農地整備課	(1) 排水機場の防災対策の促進に関する事。 (2) 農業集落排水処理施設の防災対策の促進に関する事。 (3) 土地改良区等の防災対策の促進に関する事。 (4) 物資管理部内の応援体制に関する事。
	家屋調査部	税務総務課 市民税課 資産税課 収納対策課 ー特別滞納対策室

部	課名	例示事務
都市復興部	都市計画課	(1) 都市整備部内の災害予防対策の推進に関すること。 (2) 都市復興部「業務継続計画」の策定に関すること。 (3) 都市復興部の総括と連絡調整に関すること。
	北部都市整備事務所	(1) 都市復興部内の応援に関すること。
	土地政策課	(1) 被災宅地危険度判定士（市職員に限る。）の実施体制に関すること。 (2) 災害時における屋外広告関係機関との連絡体制の確保に関すること。
	盛土対策課	(1) 大規模盛土造成地における防災対策に関すること。
	交通政策課	(1) 市運行バスの防災対策に関すること。 (2) 市営駐車場の防災対策に関すること。
	市街地整備課	(1) 市街地再開発事業による不燃共同建築物の整備に関すること。 (2) 施行中の土地区画整理事業地の防災対策に関すること。 (3) 施行中の土地区画整理事業地の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 (4) 土地区画整理組合との連絡体制に関すること。
	建築行政課	(1) 都市復興部内の災害予防対策の推進に関すること。 (2) 民間建築物の耐震化促進に関すること。 (3) ブロック塼の耐震化の促進に関すること。 (4) 落下物対策に関すること。 (5) 被災建築物の応急危険度判定士の連絡体制に関すること。 (6) 被災建築物応急危険度判定の訓練に関すること。
	住宅課	(1) 市営住宅等の耐震化等防災対策に関すること。 (2) 災害時の市営住宅の災害応急対策の実施体制に関すること。 (3) 応急仮設住宅の建設候補地の選定・調査に関すること。 (4) 復興住宅対策に関すること。 (5) 応急仮設住宅の入居者及び住宅応急修理者の選考方法に関すること。
	緑政課	(1) 都市復興部内各課の応援体制に関すること。
	動物園	(1) 災害時の施設の運用体制に関すること。 (2) 災害時の入場者の安全確保対策に関すること。 (3) 災害時の動物の逃亡防止措置体制に関すること。 (4) 災害時の動物への給餌対策に関すること。
	公園課	(1) 防災公園の整備推進に関すること。
	公園管理事務所	(1) 災害時の公園施設の応急対策及び緊急措置体制に関すること。 (2) 災害時の公園施設の活用に関すること。 (3) 所管施設における防災ヘリポートの確保及び設置協力体制に関すること。
	公共建築課	(1) 施工中の公共建築物に係る防災対策に関すること。 (2) 公共建築物の耐震化推進計画に関すること。 (3) 応急仮設住宅の工事監理の実施体制に関すること。
廃棄物処理部	環境政策課	(1) 廃棄物処理部内の災害予防対策の推進に関すること。
	一般廃棄物対策課 —北部収集窓口センター—	(2) 浜松市災害廃棄物処理計画等の策定に関すること。 (3) 災害廃棄物の処理に係る広域支援体制に関すること。 (4) 廃棄物処理部の総括と連絡調整に関すること。 (5) 災害廃棄物（がれき類等）の処理体制に関すること。 (6) 災害時のごみの収集及び処理体制に関すること。 (7) 一般廃棄物収集運搬許可業者との連携体制に関すること。 (8) 災害廃棄物の処理体制に係る市民、事業者の協力啓発に関すること。
	環境保全課	(1) 災害時の大気汚染及び水質汚濁に係る発生源監視体制に関すること。 (2) 有害物質による災害の未然防止対策に関すること。 (3) 災害廃棄物（がれき類等）の処理体制に関すること。
	産業廃棄物対策課	(1) 産業廃棄物処理施設の防災対策の促進に関すること。 (2) 一般廃棄物処理施設（民間施設）の防災対策の促進に関すること。 (3) 災害廃棄物（がれき類等）の処理体制に関すること。
	廃棄物処理施設課	(1) 一般廃棄物処理施設（市施設）の防災対策の促進に関すること。 (2) 災害時の施設の機能維持対策に関すること。 (3) 災害時のし尿の収集及び処理体制に関すること。 (4) 災害廃棄物（し尿）の処理に関すること。 (5) し尿収集業者との連携体制に関すること。
	平和清掃事業所 —南都清掃センター— 天竜清掃事業所 —辰北清掃センター—	(1) 災害時の施設の機能維持対策に関すること。 (2) 災害時のごみの収集及び処理体制に関すること。 (3) 災害廃棄物（生活ごみ）の収集に関すること。 (4) 災害廃棄物（がれき類等）の処理体制に関すること。

部	課名	例示事務	
土木復旧部	道路企画課	(1) 土木復旧部内の災害予防対策の総合調整に関する事。 (2) 土木部所管の公共土木施設に関する災害廃棄物対策の調査、研究に関する事。	
	中央土木整備事務所 浜名土木整備事務所 天竜土木整備事務所	(1) 市管理道路、河川等の交通規制・立入禁止等防災応急対策の実施体制に関する事。 (2) 避難路、緊急輸送路の確保の実施体制に関する事。 (3) 応急復旧用土木資材及び機器の備蓄に関する事。 (4) 災害時の建設業者等の連絡体制に関する事。 (5) 担当工事箇所の防災安全対策の指導に関する事。 (6) 緊急通行車両に関する事。	
	道路保全課	(1) 道路に係る地震対策事業計画の取りまとめに関する事。 (2) 緊急輸送道路の指定に関する事。 (3) 緊急輸送道路その他の道路の防災対策の推進に関する事。 (4) 緊急輸送道路等、道路施設の被災状況等の情報収集に関する連絡網の整備に関する事。 (5) 緊急輸送道路等、道路施設の緊急輸送機能の確保体制に関する事。 (6) 道路災害応急復旧用資材の備蓄の総括に関する事。	
	河川課	(1) 水防に関する事。 (2) 水防団との連絡体制に関する事。 (3) 土砂災害の総合調整に関する事。 (4) 河川等の整備計画に係る調査、企画に関する事。 (5) 土木復旧部内の防災訓練の企画、実施に関する事。 (6) 災害時における応援対策業務に関する協定及び協力体制に関する事。 (7) 防災エキスパートの活用に関する協定及び協力体制に関する事。 (8) 土木復旧部「業務継続計画」ほかマニュアルの策定に関する事。	
上下水道復旧部	上下水道総務課	(1) 上下水道復旧部内の災害予防対策の推進に関する事。 (2) 災害時の部内職員の配備、活動計画に関する事。 (3) 応急復旧資材の調達実施体制に関する事。 (4) 水道・下水道施設の復旧に係る広域応援体制に関する事。 (5) 市民に対する災害広報の実施体制に関する事。 (6) 災害時の水道無線の運用体制に関する事。 (7) 上下水道復旧部「業務継続計画」ほかマニュアルの策定に関する事。 (8) 災害時の職員の服務及び健康管理体制に関する事。 (9) 上下水道復旧部内の総括と連絡調整に関する事。	
	お客さまサービス課	(1) 飲料水の応急給水の実施体制に関する事。	
	水道工事課	(1) 水道施設の修理・復旧体制に関する事。 (2) 水道工事業者との連絡体制に関する事。	
	下水道工事課	(1) 下水道施設の修理、復旧体制に関する事。 (2) 下水道工事業者との連絡体制に関する事。	
	浄水課	(1) 水源地、浄水場、配水池等の応急復旧体制に関する事。	
	下水道施設課	(1) 下水道施設の応急復旧体制に関する事。	
	北部上下水道課 一三ヶ目上下水道室 天竜上下水道課 一春野上下水道室 一佐久間上下水道室 一水窪上下水道室 一龍山水道室	(1) 飲料水の応急給水に実施体制に関する事。 (2) 水道・下水道施設の修理・復旧体制に関する事。 (3) 水道・下水道工事業者との連絡体制に関する事。	
	学校管理部	教育総務課	(1) 学校管理部内の防災体制の総括に関する事。 (2) 災害時の教育施設の活用体制に関する事。 (3) 災害時の学用品の確保及び給与の実施体制に関する事。 (4) 災害対策本部事務局及び他部局との連絡体制に関する事。
		学校・地域連携課	(1) 施設利用児童等の安全確保のための防災体制に関する事。 (2) 災害時の放課後児童健全育成事業の実施体制に関する事。
		教育施設課	(1) 学校等施設の防災対策の実施に関する事。 (2) 学校等施設の地震防災応急対策及び災害応急対策の実施体制に関する事。
教職員課		(1) 児童・生徒等の安全確保のための防災体制に関する事。 (2) 教職員等の配備体制に関する事。 (3) 災害時の応急教育の実施体制及び教職員の確保に関する事。 (4) 教職員の服務及び健康管理体制に関する事。	
教育センター		(1) 施設利用者等の安全確保のための防災体制に関する事。 (2) 学校管理部内の応援体制に関する事。	
指導課		(1) 児童・生徒等の安全確保のための防災体制に関する事。 (2) 児童・生徒等の防災教育及び訓練に関する事。 (3) 災害時の応急教育指導の実施体制に関する事。 (4) 学校等との連絡体制に関する事。 (5) 避難地・避難所の運営に関する事。	
市立高等学校		(1) 生徒等の安全確保のための防災体制に関する事。 (2) 生徒等の防災教育及び訓練に関する事。 (3) 災害時の応急教育指導の実施体制に関する事。	
教育支援課		(1) 児童・生徒等の安全確保のための防災体制に関する事。	
健康安全課 一学校給食センター	(1) 児童・生徒等の安全確保のための防災体制に関する事。 (2) 災害時の給食センターの地震応急対策に関する事。 (3) 災害時の給食実施体制に関する事。		
	区役所の各課、行政センター、支所（福祉事業所含む） 一保健センター 一市民サービスセンター 一ふれあいセンター 一福祉地域活動・研修センター	(1) 区防災計画の策定に関する事。 (2) 区民の防災意識の啓発に関する事。 (3) 避難所施設との連携・協力に関する事。 (4) 区（地）城内の災害情報の収集・伝達に関する事。 (5) 本部との連絡体制に関する事。 (6) 所管業務に関連した防災対策の実施並びに地震防災応急対策及び災害応急対策の実施体制に関する事。 （上記、本庁組織の事務分掌のうち関係する業務又はそれに準ずる業務） (7) 本庁各部が実施する各種の防災対策への連携・協力に関する事。	
区本部 （地域本部）			

2-10 浜松市災害対策準備室・連絡室における例示事務

所 管	例 示 事 務	準備室	連絡室
危機管理課	1 気象情報等の収集、伝達に関すること。 2 防災行政無線等による県、防災関係機関等との連絡調整に関すること。 3 避難の指示等の住民への伝達に関すること。 4 本部設置準備に関すること。 5 他部局との連絡体制に関すること。	○	○
秘書課	1 気象情報等の収集に関すること。 2 市長、副市長への連絡調整に関すること。	○	○
広報広報課	1 市民への広報に関すること。 2 報道対応に関すること。 3 災害対応ホームページの活用支援に関すること。	○	○
情報システム課	1 庁内システムの活用支援に関すること。		○
人事課	1 職員の非常招集に関すること。 2 職員の服務に関すること。		○
アセットマネジメント推進課	1 庁内通信施設の確保に関すること。 2 自動車の配車に関すること。 3 庁舎等財産の保全に関すること。		○
税務総務課 市民税課 資産税課 収納対策課	1 住家の被害状況の調査に関すること。 2 住家の罹災証明に関すること。		○
市民生活課	1 遺族・遺体部の態勢に係る連絡調整に関すること。		○
福祉総務課	1 災害救助費の取りまとめに関すること。 2 災害ボランティアとの調整に関すること。	○	○
障害保健福祉課 高齢者福祉課 介護保険課	1 社会福祉施設の状況把握に関すること。		○
健康医療課	1 部内外との連絡調整に関すること。 2 医療機関等の情報収集に関すること。		○
生活衛生課	1 衛生、防疫に関すること。		○
環境部	1 災害廃棄物の状況把握及び処理に関すること。		○
産業振興課	1 物資管理部の態勢に係る連絡調整に関すること。		○
農業水産課 農業振興課 農地整備課 農地利用課 (農業委員会事務局) 林業振興課	1 農林水産施設の状況把握及び復旧に関すること。 2 農道や林道の状況把握及び復旧に関すること。 3 農地や山林の状況把握に関すること。	○	○
都市計画課	1 都市復興部の態勢に係る連絡調整に関すること。		○
公園課 公園管理事務所	1 公園施設の状況把握及び復旧に関すること。	○	○
土木部	1 道路・橋梁の状況把握及び復旧に関すること。 2 河川・水路の状況把握及び復旧に関すること。 3 水防に関すること。 4 土砂災害警戒区域等の状況把握及び復旧に関すること。	○	○
区振興課 行政センター及び支所 ※1	1 避難所（救護所含む）の開設及び運営に関すること。 2 地域の情報収集、伝達等に関すること。	○	○
地区防災班※2	1 避難所の開設及び運営に関すること。		○
消防局	1 被害状況の初動調査及び対応に関すること。	○	○
上下水道部	1 水道施設の状況把握及び復旧に関すること。 2 応急給水に関すること。 3 下水道施設の状況把握及び復旧に関すること。	○	○
学校教育部	1 児童生徒等の安全確保に関すること。 2 避難所（学校等）の開設支援に関すること。	○	○

※1：東・西・南・北行政センター及び舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山支所が対象。

(ただし、舞阪支所は、区長(区本部長)又は行政センター所長及び支所長(地域本部長)の判断による。)

※2：危機管理監、区長(区本部長)及び行政センター所長及び支所長(地域本部長)の判断により、配備することができる。

2-1-1 浜松市災害対策本部 例示事務

※2-2 浜松市災害対策本部体制編成図における使命に基づき対応し、下記例示事務を参考に災害対応を行うこと。

1 共通事務

区分	例示事務
組織運営に係る事務	(1) 所属職員への連絡及び動員に関する事。 (2) 所属職員とその家族の安否確認に関する事。 (3) 所管施設との連絡調整に関する事。
事業執行に係る事務（該当する事務の所管職に共通）	(1) 所管業務の災害応急対策の実施に関する事。 (2) 所管施設等の災害応急対策、被害調査、施設の保全等の実施に関する事。 (3) 災害応急対策用資機材の確保に関する事。 (4) 所管業務の災害応急対策に係る他都市等応援職員の受け入れに関する事。

2 各課例示事務（主なもの）

部	課	所屬名	所属長	例示事務
災害対策本部事務局	危機管理監	危機管理課	危機管理課長	(1) 災害対策本部に関する事。 (2) 災害救助法の適用に関する事。 (3) 本部会議に関する事。 (4) 本部長の命令・指示等の伝達に関する事。 (5) 災害応急対策の総括に関する事。 (6) 災害情報及び被害報告のとりまとめに関する事。 (7) 県本部、西部方面本部及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 (8) 自衛隊に対する災害派遣要請に関する事。 (9) 警戒区域の設定並びに避難の勧告・指示に関する事。 (10) 防災行政無線等の通信に関する事。 (11) アマチュア無線に関する事。 (12) 区本部との連絡調整に関する事。
		秘書課	秘書課長	(1) 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 (2) 災害視察者、見舞者の応接に関する事。 (3) 各種要請に関する事。
		広報広報課	広報広報課長	(1) 市民に対する災害情報、生活関連情報等の広報に関する事。 (2) 報道発表及び放送要請に関する事。 (3) 被災状況、地震災害応急対策等の記録・撮影に関する事。 (4) 陳情者及び陳情団の応接に関する事。 (5) 災害対応ホームページの作成に関する事。 (6) 災害対策本部事務局内の応援に関する事。
		東京事務所	東京事務所長	(1) 国及び関係機関との連絡調整に関する事。
		国際課	国際課長	(1) 外国人に対する災害対策の情報提供に関する事。 (2) 諸機関との連絡調整に関する事。
		デジタル・スマートシティ推進課	デジタル・スマートシティ推進課長	(1) 災害対策本部事務局及び他部局の応援に関する事。
		情報システム課	情報システム課長	(1) 地域情報センター利用者の安全確保措置に関する事。 (2) 地域情報センターの機能維持に関する事。 (3) 大型コンピュータ、オンラインシステム等の安全対策に関する事。 (4) 大型コンピュータ、オンラインシステム等の運用及び復旧体制に関する事。 (5) 災害対策本部事務局内の応援体制に関する事。
		人事課	人事課長	(1) 職員の非常招集・解除に関する事。 (2) 職員の配置及び服務に関する事。 (3) 災害対策本部事務局内の応援体制に関する事。
		政策法務課	政策法務課長	(1) 災害対策本部事務局及び他部局の応援に関する事。 (2) 災害関連法規の解釈等についての助言に関する事。
		職員厚生課	職員厚生課長	(1) 職員の健康管理体制に関する事。 (2) 職員の食料に関する事。 (3) 災害対策本部事務局及び他部局の応援に関する事。
		文書行政課	文書行政課長	(1) 文書送達及び発送体制に関する事。 (2) 災害対策本部事務局内及び他部局の応援に関する事。 (3) 災害応急対策の実施に係る印刷に関する事。
		財政課	財政課長	(1) 災害応急対策の予算措置に関する事。 (2) 災害対策本部事務局内の応援に関する事。
		アセットマネジメント推進課	アセットマネジメント推進課長	(1) 庁舎等財産の地震災害応急対策等安全管理に関する事。 (2) 車両の確保に関する事。 (3) 勤務時間外・休日等における災害情報等の危機管理課への連絡に関する事。（守衛） (4) 庁舎等の整備・維持管理及び部課の配置に関する事。 (5) 災害対策本部事務局内の応援に関する事。
		調達課	調達課長	(1) 物資、燃料等の緊急調達体制に関する事。 (2) 災害対策本部事務局内の応援に関する事。
		技術監理課	技術監理課長	(1) 災害対策本部事務局及び他部局の応援に関する事。
		会計課	会計課長	(1) 歳出現金の確保に関する事。 (2) 会計処理体制（義援金の保管を含む。）に関する事。 (3) システムの運用及び復旧体制に関する事。 (4) 指定金融機関等の営業状況の情報収集体制に関する事。 (5) 災害対策本部事務局内及び他部局の応援に関する事。
		ウエルネス推進事業本部	ウエルネス推進事業本部長	(1) 災害対策本部事務局及び他部局の応援に関する事。
		選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査事務局	選挙管理委員会事務局次長 人事委員会事務局次長 監査事務局次長	(1) 災害対策本部事務局及び他部局の応援に関する事。
		議会総務課 議事課 調査法制課	議会総務課長 議事課長 調査法制課長	(1) 議員との連絡調整に関する事。 (2) 議員の安否確認体制に関する事。 (3) 議会運営体制に関する事。

部	責任者	所属名	所属長	例 示 事 務
警備（消火・救出）部	消防長	消防総務課	消防総務課長	(1) 警備部内の連絡調整に関する事。 (2) 応急資機材等の調達、その他経理事務に関する事。 (3) 警備部の事務に関する事。 (4) 消防団に関する事。 (5) 職員の服務及び健康管理体制に関する事。 (6) 区本部との連絡調整に関する事。
		予防課	予防課長	(1) 火災予防及び各種情報等の一般への広報に関する事。 (2) 危険物等、火薬類及び高圧ガスの保安指導に関する事。 (3) 被害情報の収集及び整理に関する事。
		警防課 一消防航空隊	警防課長	(1) 警防活動の指揮・命令の伝達に関する事。 (2) 消防水利・消防車両等の運用に関する事。 (3) 救急・救助活動に関する事。
		情報指令課	情報指令課長	(1) 消防情報システムの運用に関する事。 (2) 出動指令に関する事。 (3) 各種災害関係情報の収集及び伝達に関する事。 (4) 消防通信に関する事。
		中消防署 東消防署 西消防署 南消防署 北消防署 浜北消防署 天竜消防署	中消防署長 東消防署長 西消防署長 南消防署長 北消防署長 浜北消防署長 天竜消防署長	(1) 災害の警戒及び防衛活動に関する事。 (2) 人命救助・救急及び避難に関する事。 (3) 被害状況等の調査に関する事。 (4) 消防団に関する事。
保健医療調整本部	医療担当部長	健康医療課 一 夜間救急室	健康医療課長	(1) 保健医療調整本部に関する事。 (2) 保健医療調整本部の総括と連絡調整に関する事。 (3) 医療救護対策に関する静岡県西部方面本部との連絡調整に関する事。 (4) 医療救護対策に関する市内の救護病院及び医療関係団体との連絡調整に関する事。 (5) 救護所での医療救護活動の支援に関する事。 (6) 救護病院の状況把握及び運営支援に関する事。 (7) 施設利用者の安全確保措置に関する事。
		精神保健福祉センター	精神保健福祉センター所長	(1) 施設利用者の安全確保措置に関する事。 (2) 被災者の精神保健対策に関する事。
		看護専門学校	看護専門学校副校長	(1) 学生の安全確保措置に関する事。
		保健環境研究所 一 食肉衛生検査所		(1) 感染症、食中毒、飲料水等の試験検査に関する事。 (2) 施設、機器の保安措置に関する事。 (3) と畜場、食鳥処理場等許可施設における衛生対策等の指導に関する事。
		病院管理課	病院管理課長	(1) 所管施設の利用者の安全確保措置に関する事。
		佐久間病院	佐久間病院院長	(1) 入所者、利用者の安全確保措置に関する事。 (2) 応急医療救護に関する事。 (3) 衛生検査に関する事。 (4) 遺体の引渡しに関する事。
		健康増進課	健康増進課長	(1) 被災者に対する保健活動に関する事。
		中央健康づくりセンター	中央健康づくりセンター所長	(1) 各区の救護所の連絡調整に関する事。
		浜名健康づくりセンター	浜名健康づくりセンター所長	(2) 被災者に対する保健活動に関する事。
		天竜健康づくりセンター	天竜健康づくりセンター所長	(3) 浜松赤十字病院病院前救護所に関する事。（浜名健康づくりセンター）
		保健総務課	保健総務課長	(1) 災害情報の収集、伝達及び記録に関する事。 (2) 医薬品、衛生材料及び血液の確保に関する事。 (3) 被災地における毒物、劇物による危害の防止指導に関する事。 (4) 保健所内の総括と連絡調整に関する事。 (5) 健康危機管理に関する事。
		動物愛護教育センター	動物愛護教育センター長	(1) 飼育動物の救護活動の支援に関する事。
		感染症対策課	感染症対策課長	(1) 感染症対策に関する事。
生活衛生課	生活衛生課長	(1) 防疫用薬剤の調達、配付、衛生指導に関する事。（対物保健） (2) 被災住民、避難住民の衛生指導に関する事。 (3) 飲料水（井戸等）の衛生指導に関する事。 (4) 食品衛生監視指導、集団給食の衛生指導に関する事。 (5) 防疫薬剤の調達、配布、指導、感染症患者の移送収容指導に関する事。（対人保健） (6) 被災住民、避難住民の衛生指導に関する事。		
保健所浜北支所		(1) 浜名区及び天竜区における防疫活動の指導に関する事。 (2) 医薬予防、生活衛生に関する事。 (3) 浜松赤十字病院病院前救護所に関する事。		

部	主任者	所属名	所属長	例 示 事 務	
福祉支援部	健康福祉部長	福祉総務課 —人権啓発センター	福祉総務課長	(1) 社会福祉施設の被害状況の取りまとめに関する事。 (2) 社会福祉施設(生活保護関係)の災害応急対策に関する事。 (3) 災害救助法に基づく措置の総括及び県に対する報告に関する事。 (4) 社会福祉団体との連絡並びに協力要請に関する事。 (5) 福祉支援部の総括と連絡調整に関する事。 (6) 区本部との連絡調整に関する事。	
		障害者政策課	障害者政策課長	(1) 社会福祉施設(障害児者関係)の災害応急対策に関する事。 (2) 災害時要援護者支援班に関する事。 (3) 社会福祉団体との連絡並びに協力要請に関する事。 (4) 福祉支援部内の応援に関する事。	
		障害者支援課	障害者支援課長	(1) 災害時要援護者支援班に関する事。 (2) 福祉支援部内の応援に関する事。	
		障害者更生相談所		(1) 障害者の相談に関する事。	
		高齢者福祉課	高齢者福祉課長	(1) 社会福祉施設(高齢者関係)の災害応急対策に関する事。 (2) 災害時要援護者支援班に関する事。 (3) 社会福祉団体との連絡並びに協力要請に関する事。 (4) 福祉支援部内の応援に関する事。	
		介護保険課	介護保険課長	(1) 介護老人保健施設の災害応急対策に関する事。 (2) 災害時要援護者支援班に関する事。 (3) 社会福祉団体との連絡並びに協力要請に関する事。 (4) 福祉支援部内の応援に関する事。	
		国保年金課	国保年金課長	(1) 災害情報の収集に関する事。 (2) 災害相談に関する事。 (3) 社会福祉団体との連絡並びに協力要請に関する事。 (4) 福祉支援部内の応援に関する事。	
		こども家庭部長	こども若者政策課	こども若者政策課長	(1) 所管施設の災害応急対策に関する事。 (2) 学校教育部との連絡に関する事。 (3) 社会福祉団体との連絡並びに協力要請に関する事。 (4) 養護金の受入れ及び配分に関する事。 (5) 福祉支援部内の応援に関する事。
			子育て支援課	子育て支援課長	(1) 社会福祉施設(児童関係)の災害応急対策に関する事。 (2) 社会福祉団体との連絡並びに協力要請に関する事。 (3) 福祉支援部内の応援に関する事。 (4) 母子・寡婦世帯に対する福祉資金貸付申込に関する事。
			児童相談所 —一時保護所	児童相談所長	(1) 災害時の児童の保護措置等に関する事。 (2) 施設の被害状況及び入所者の安否確認に関する事。 (3) 福祉支援部内の応援に関する事。
幼保支援課 幼保運営課 —保育園 —幼稚園 —こども園	幼保支援課長 幼保運営課長		(1) 社会福祉施設及び幼稚園の災害応急対策に関する事。 (2) 臨時保育施設の開設に関する事。 (3) 社会福祉団体との連絡並びに協力要請に関する事。 (4) 福祉支援部内の応援に関する事。 (5) 学校管理部との連絡調整に関する事。		
中央福祉事業所 浜名福祉事業所 天竜福祉事業所	中央福祉事業所長 浜名福祉事業所長 天竜福祉事業所長		(1) 区本部及び保健医療調整本部との連絡調整に関する事。		
遺族・遺体部	市民部長		市民生活課 —くらしのセンター	市民生活課長	(1) 遺族・遺体部の総括と連絡調整に関する事。 (2) 埋火葬に関する事。 (3) 遺体安置所に関する事。 (4) 区本部との連絡調整に関する事。
		市民協働・地域政策課	市民協働・地域政策課長	(1) NPO団体等との連絡調整に関する事。 (2) 所管施設の災害応急対策に関する事。 (3) 遺族・遺体部内の応援に関する事。	
		中山間地域振興課	中山間地域振興課長	(1) 所管施設の災害応急対策に関する事。 (2) 遺族・遺体部内の応援に関する事。	
		DP・男女共同参画課	DP・男女共同参画課長	(1) 所管施設の災害応急対策に関する事。 (2) 遺族・遺体部内の応援に関する事。	
		創造都市・文化振興課	創造都市・文化振興課長	(1) 施設利用者の安全確保措置の総括に関する事。 (2) 施設の保全の総括に関する事。 (3) 施設の被害状況調査の総括に関する事。 (4) 遺族・遺体部内の応援に関する事。	
		文化財課 博物館 美術館	文化財課長 博物館長 美術館長	(1) 施設利用者の安全確保措置に関する事。 (2) 施設の保全に関する事。 (3) 施設の被害状況調査に関する事。 (4) 遺族・遺体部内の応援に関する事。	
		中央図書館 —地区図書館	中央図書館長	(1) 施設利用者の安全確保措置の総括に関する事。 (2) 施設の保全の総括に関する事。 (3) 施設の被害状況調査の総括に関する事。 (4) 遺族・遺体部内の応援に関する事。	
		スポーツ振興課	スポーツ振興課長	(1) 所管施設の災害応急対策に関する事。 (2) 遺族・遺体部内の応援に関する事。	

部	主任者	所属名	所属長	例 示 事 務		
物資管理部	産業部長	産業振興課	産業振興課長	(1) 被災者用物資の斡旋に関する事。 (2) 商工業施設の被害調査に関する事。 (3) 商工業者に対する災害金融に関する事。 (4) 関係団体との連絡調整に関する事。 (5) 物資管理部内及び区本部の応援に関する事。 (6) 物資管理部の総括と連絡調整に関する事。 (7) 区本部との連絡調整に関する事。 (8) 施設利用者の安全確保措置に関する事。 (9) 施設の被害状況調査に関する事。 (10) 所管施設の被害調査に関する事。		
		一 計量検査所		(1) 施設の被害状況調査に関する事。 (2) 物資管理部内の応援に関する事。		
		一 公営競技室		(1) 施設利用者の安全確保措置に関する事。 (2) 施設の被害状況調査に関する事。 (3) 物資管理部内の応援に関する事。		
		まちなか政策課	まちなか政策課長	(1) 施設利用者の安全確保措置に関する事。 (2) 施設の被害状況調査に関する事。 (3) 物資管理部内の応援に関する事。		
		労働政策課	労働政策課長	(1) 物資管理部内の応援に関する事。 (2) 施設利用者の安全確保措置に関する事。 (3) 施設の被害状況調査に関する事。 (4) 勤労福祉施設の被害調査に関する事。		
		企業立地推進課	企業立地推進課長	(1) 物資管理部内の応援に関する事。 (2) 施行中の産業用地整備事業地の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関する事。		
		スタートアップ推進課 カーボンニュートラル推進課 観光・シニアプロモーション課	スタートアップ推進課長 カーボンニュートラル推進課長 観光・シニアプロモーション課長	(1) 物資管理部内の応援に関する事。 (2) 観光施設の被害調査に関する事。 (3) 所管催事の把握と被害状況に関する事。 (4) 物資管理部内の応援に関する事。		
		農業水産課 農業振興課 農地利用課 (農委委員会事務局) 林業振興課 一 天竜森林事務所	農業水産課長 農業振興課長 農地利用課長 (農業委員会事務局次長) 林業振興課長	(1) 被災者用物資の斡旋に関する事。 (2) 農林水産物の被害調査並びに指導に関する事。 (3) 農林漁家に対する災害金融に関する事。 (4) 農林漁家に対する罹災証明に関する事。 (5) 家畜及び家きんの被害調査に関する事。 (6) 家畜伝染病の予防防疫に関する事。 (7) 死亡獣畜の処理に関する事。 (8) 物資管理部内の応援に関する事。		
		中央卸売市場		(1) 施設の被害調査に関する事。 (2) 生鮮食品等の情報収集の提供に関する事。 (3) 物資管理部内の応援に関する事。		
		食肉地方卸売市場		(1) 施設の被害調査に関する事。 (2) 物資管理部内の応援に関する事。		
		農地整備課	農地整備課長	(1) 農地及び農業用公共施設の応急措置に関する事。 (2) 農地及び農業用公共施設の被害調査に関する事。 (3) 土地改良区との連絡調整に関する事。 (4) 物資管理部内の応援に関する事。		
		家屋調査部	税務担当部長	税務総務課	税務総務課長	(1) 住家の被害状況調査に関する事。 (2) 住家の罹災証明に関する事。 (3) 災害による市税の減免に関する事。 (4) 区本部との連絡調整に関する事。
				市民税課	市民税課長	
資産税課	資産税課長					
収納対策課 一 特別滞納対策室	収納対策課長					
都市復興部	都市整備部長	都市計画課	都市計画課長	(1) 都市復興に関する事。 (2) 都市復興部の総括と連絡調整に関する事。 (3) 都市復興部内の応援に関する事。		
		北部都市整備事務所	北部都市整備事務所長	(1) 都市復興部内の応援に関する事。		
		土地政策課	土地政策課長	(1) 被災宅地危険度判定の統括及び実施に関する事。 (2) 都市復興部内の応援に関する事。		
		盛土対策課	盛土対策課長	(1) 大規模盛土造成地等の崩落調査及び危険度判定に関する事。 (2) 都市復興部内の応援に関する事。		
		交通政策課	交通政策課長	(1) 市運行バスの利用者等の安全確保処置の指示及び確認に関する事。 (2) 市営駐車場の応急対策に関する事。 (3) 都市復興部内の応援に関する事。		
		市街地整備課	市街地整備課長	(1) 都市復興部内の応援に関する事。		
		建築行政課	建築行政課長	(1) 被災建築物の復旧補強等の市民相談に関する事。 (2) 被災建築物応急危険度判定の統括及び実施に関する事。 (3) 都市復興部内の応援に関する事。		
		住宅課	住宅課長	(1) 市営住宅入居者の安否確認に関する事。 (2) 市営住宅の応急修理に関する事。 (3) 市営住宅への一時入居及び応急仮設住宅への転用手続きに関する事。 (4) 応急仮設住宅の建設予定地の確認及び設置の調整に関する事。 (5) 災害救助法に基づく住宅の応急修理の統括及び実施に関する事。 (6) 都市復興部内の応援に関する事。		

部	責任者	所属名	所属長	例 示 事 務
		緑政課	緑政課長	(1) 施設の応急修理及び緊急措置に関する事。 (2) 都市復興部内の応援に関する事。
		動物園		(1) 入場者の安全確保措置に関する事。 (2) 施設の保全措置に関する事。 (3) 動物の措置に関する事。 (4) 都市復興部内の応援に関する事。
		公園課	公園課長	(1) 建設途上公園施設の保全措置に関する事。 (2) 都市復興部内の応援に関する事。
		公園管理事務所	公園管理事務所長	(1) 公園施設の応急修理及び緊急措置に関する事。 (2) 都市復興部内の応援に関する事。 (3) 所管施設における防災ヘリポートの確保及び設置協力体制に関する事。
		公共建築課	公共建築課長	(1) 営繕工事中の公共建築物の保安措置に関する事。 (2) 特に重要な施設の応急危険度判定の実施に関する事。 (3) 応急仮設住宅の工事監理に関する事。 (4) 都市復興部内の応援に関する事。
廃棄物処理部	環境部長	環境政策課 一般廃棄物対策課 —北部収集廠口センター	環境政策課長 一般廃棄物対策課長	(1) 廃棄物処理部の総括と連絡調整に関する事。 (2) 区本部との連絡調整に関する事。 (3) 災害廃棄物処理計画に関する事。 (4) 災害廃棄物（がれき類等）の処理に関する事。
		環境保全課	環境保全課長	(1) 特定事業所の被災調査に関する事。 (2) 大気汚染及び水質汚濁に係る災害状況の確認とその復旧に関する事。 (3) 災害廃棄物（がれき類等）の処理に関する事。
		産業廃棄物対策課	産業廃棄物対策課長	(1) 災害廃棄物（がれき類等）の処理に関する事。 (2) 廃棄物処理施設の被害調査に関する事。
		廃棄物処理施設課	廃棄物処理施設課長	(1) 災害廃棄物（生活ごみ）の処理に関する事。 (2) し尿の処理に関する事。 (3) 所管施設の被害調査及び修理復旧に関する事。
		—平和清掃事業所 —雨前清掃センター —天竜清掃事業所 —浜北清掃センター	平和清掃事業所長 天竜清掃事業所長	(1) 災害廃棄物（生活ごみ）の収集及び処理に関する事。 (2) 施設の被害調査及び修理復旧に関する事。 (3) 災害廃棄物（がれき類等）の処理に関する事。
土木復旧部	土木部長	道路企画課	道路企画課長	(1) 土木復旧部の総括と連絡調整に関する事。 (2) 区本部との連絡調整に関する事。 (3) 物品等の調達、食料の手配に関する事。 (4) 被災情報の発信に関する事。 (5) 人員及び資器材の応援要請に関する事。 (6) 国、県などへ応援要請及び受け入れ体制に関する事。 (7) 道路上の震災廃棄物の調整・検討に関する事。
		中央土木整備事務所 浜名土木整備事務所 天竜土木整備事務所		(1) 緊急輸送道路の点検に関する事。 (2) 緊急輸送道路の代替ルート選定に関する事。 (3) 管理施設（道路、河川等）及び土砂災害の被害状況に関する事。 (4) 管理施設（道路、河川等）の応急復旧工事の実施に関する事。 (5) 道路啓閉及び交通規制に関する事。 (6) 国、県などからの応援職員受入れに関する事。 (7) 災害時における応援協定業者の活用に関する事。 (8) 建設業者等の確保に関する事。 (9) 道路及び河川等の震災廃棄物の処理に関する事。
		道路保全課	道路保全課長	(1) 道路状況の提供に関する事。 (2) 道路の被害状況の集約に関する事。 (3) 道路管理施設等の被害状況の集約に関する事。 (4) 緊急輸送道路の代替ルート選定に係る総括に関する事。 (5) 管理施設の応急復旧工事の総括に関する事。 (6) 道路災害復旧事業に関する被害調査の総括に関する事。 (7) 道路災害復旧事業計画の策定に係る総括に関する事。 (8) 道路災害復旧事業の実施に係る総括に関する事。
		河川課	河川課長	(1) 水防に関する事。 (2) 河川の被害状況の集約に関する事。 (3) 土砂災害の被害状況の集約に関する事。 (4) 河川管理施設（ポンプ場、排水機等）の被害状況の収集に関する事。 (5) 管理施設の応急復旧工事の取りまとめに関する事。 (6) 河川災害復旧事業計画の策定に係る総括に関する事。 (7) 河川災害復旧事業の実施に係る総括に関する事。 (8) 道路、河川等災害復旧事業の総括に関する事。 (9) 災害時における応援対策業務に関する協定及び協力体制の総括に関する事。 (10) 国土交通省の緊急調査及び緊急災害対策派遣隊の対応に関する事。

部	実任者	所属名	所属長	例 示 事 務
上下水道復旧部	水道事業及び下水道事業管理者	上下水道総務課	上下水道総務課長	(1) 上下水道復旧部の総括と連絡調整に関する事。 (2) 浜松市災害対策本部・区本部との連絡、全般に係る情報収集に関する事。 (3) 通信手段の確保に関する事。 (4) 関係機関への応援要請事務に関する事。 (5) 市民への情報提供に関する事。 (6) 職員の服務及び健康管理体制に関する事。 (7) 食料、その他物資の調達、支払事務に関する事。
		お客さまサービス課	お客さまサービス課長	(1) 飲料水の応急給水に関する事。 (2) 飲料水の応急給水の計画に関する事。
		水道工事課	水道工事課長	(1) 水道施設の修理、復旧に関する事。 (2) 水道施設の災害予防、被害調査及び災害の応急復旧に関する事。
		浄水課	浄水課長	(1) 水源地、浄水場、配水池等の施設の修理・復旧に関する事。 (2) 水源地、浄水場、配水池等の施設の災害予防、被害調査及び災害の応急復旧に関する事。
		下水道工事課	下水道工事課長	(1) 下水道施設の修理・復旧に関する事。 (2) 下水道施設の災害予防、被害調査及び災害の応急復旧に関する事。
		下水道施設課	下水道施設課長	(1) 下水道施設の修理・復旧に関する事。 (2) 下水道施設の災害予防、被害調査及び災害の応急復旧に関する事。
		北部上下水道課 -三ヶ日上下水道室 天竜上下水道課 -春野上下水道室 -佐久間上下水道室 -水産上下水道室 -鷹山水道室	北部上下水道課長 天竜上下水道課長	(1) 飲料水の応急給水に関する事。 (2) 水道・下水道施設の修理・復旧に関する事。 (3) 水道・下水道施設の災害予防、被害調査及び災害の応急復旧に関する事。
学校管理部	学校教育部長	教育総務課	教育総務課長	(1) 学校教育部内の応急対策の総括に関する事。 (2) 避難所の開設に関する事。 (3) 学校教育部内対策本部に関する事。 (4) 災害対策本部事務局及び他部局との連絡調整に関する事。
		学校・地域連携課	学校・地域連携課長	(1) 施設利用児童等の安全対策の実施に関する事。 (2) 放課後児童会施設等の被害状況の把握の総括に関する事。
		教育施設課	教育施設課長	(1) 学校等施設の災害応急対策、被害調査、施設の保全等の実施に関する事。 (2) 学校管理部内の応援に関する事。
		教職員課	教職員課長	(1) 教職員等の配備に関する事。 (2) 教職員の服務及び健康管理体制に関する事。
		教育センター		(1) 施設利用者の安全対策の実施に関する事。 (2) 学校管理部内の応援に関する事。
		指導課	指導課長	(1) 児童・生徒等の安全対策の実施に関する事。 (2) 応急教育指導に関する事。 (3) 学校等との連絡体制に関する事。
		市立高校		(1) 生徒等の安全対策の実施に関する事。
		教育支援課	教育支援課長	(1) 児童・生徒等の安全対策の実施に関する事。
		健康安全課 -学校給食センター	健康安全課長	(1) 児童・生徒等の安全対策の実施に関する事。 (2) 給食センター施設の被害状況の把握に関する事。 (3) 給食実施体制に関する事。
区本部	(地域本部長)	区役所の各課、行政センター、支所(福祉事業所含む) -協働センター -市民サービスセンター -ふれあいセンター -浜北地域活動・研修センター	区役所の各課長、地域本部長が設置される行政センター所長及び支所長(福祉事業所含む)	(1) 避難所の設置状況及び管理運営状況の把握に関する事。 (2) 区(地)域内の情報収集等に関する事。 (3) 災害対策区本部に関する事。 (4) 所管業務に関連した災害応急対策に関する事。(上記、本庁組織の事務分掌のうち関係する業務又はそれに準ずる業務への協力) (5) 本庁各々が実施する災害応急対策への連携・協力に関する事。

2-12-1 浜松市災害対策本部例示事務（地震発生から概ね1ヶ月間）

※下記例示事務のほか、2-2 浜松市災害対策本部体制編成図における使命に係る事務についても所掌することに留意すること。

部	責任者	所 属 名	所 属 長	例 示 事 務
災害対策本部事務局	危機管理監	危機管理課 秘書課 広聴広報課 東京事務所 企画課 国際課 デジタル・スマートシティ推進課 情報システム課 人事課 政策法務課 職員厚生課 文書行政課 財政課 アセットマネジメント推進課 調達課 技術監理課 会計課 ウェルネス推進事業本部 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査事務局 議会総務課 議事課 調査法制課	危機管理課長 秘書課長 広聴広報課長 東京事務所長 企画課長 国際課長 デジタル・スマートシティ推進課長 情報システム課長 人事課長 政策法務課長 職員厚生課長 文書行政課長 財政課長 アセットマネジメント推進課長 調達課長 技術監理課長 会計課長 ウェルネス推進事業本部長 選挙管理委員会事務局次長 人事委員会事務局次長 監査事務局次長 議会総務課長 議事課長 調査法制課長	災害対策本部事務局「業務継続計画」に基づく措置の実施に関すること。  【主な業務】総括、情報収集、指示、命令、災害救助法の適用要請、自衛隊等の派遣要請
警備（消火・救出）部	消防長	消防総務課 予防課 警防課 ー消防航空隊 情報指令課 中消防署 東消防署 西消防署 南消防署 北消防署 浜北消防署 天竜消防署	消防総務課長 予防課長 警防課長 情報指令課長 中消防署長 東消防署長 西消防署長 南消防署長 北消防署長 浜北消防署長 天竜消防署長	警備（消火・救出）部「業務継続計画」に基づく措置の実施に関すること。  【主な業務】火災の消火活動、救出活動
保健医療調整本部	医療担当部長	健康医療課ー夜間救急室 精神保健福祉センター 看護専門学校 保健環境研究所ー食肉衛生検査所 病院管理課 佐久間病院 健康増進課ー口腔保健医療センター 中央健康づくりセンター 浜名健康づくりセンター 天竜健康づくりセンター 保健総務課 動物愛護教育センター 感染症対策課 生活衛生課 保健所浜北支所	健康医療課長 精神保健福祉センター所長 看護専門学校副校長 保健環境研究所長 病院管理課長 佐久間病院長 健康増進課長 中央健康づくりセンター所長 浜名健康づくりセンター所長 天竜健康づくりセンター所長 保健総務課長 動物愛護教育センター所長 感染症対策課長 生活衛生課長 保健所浜北支所長	保健医療調整本部「業務継続計画」に基づく措置の実施に関すること。  【主な業務】医療救護及び健康支援に係る総括

部	責任者	所 属 名	所 属 長	例 示 奉 務
福祉支援部	健康福祉部長	福祉総務課一人権啓発センター 障害者政策課 障害者支援課 障害者更正相談所 高齢者福祉課 介護保険課 国保年金課 こども若者政策課—青少年育成センター 子育て支援課 児童相談所—一時保護所 幼保支援課 幼保運営課—保育園、幼稚園	福祉総務課長 障害者政策課長 障害者支援課長 障害者更正相談所長 高齢者福祉課長 介護保険課長 国保年金課長 こども若者政策課長 子育て支援課長 児童相談所長 幼保支援課長 幼保運営課長	福祉支援部「業務継続計画」に基づく措置の実施に関すること。 災害時要援護者支援班に関すること。 【主な業務】被災者への福祉支援
		中央福祉事業所 社会福祉課 生活福祉第一課 生活福祉第二課 保険年金課 長寿支援課 児童家庭課 浜名福祉事業所 社会福祉課 長寿支援課 天竜福祉事業所 社会福祉課 長寿支援課	中央福祉事業所社会福祉課長 中央福祉事業所生活福祉第一課長 中央福祉事業所生活福祉第二課長 中央福祉事業所保険年金課長 中央福祉事業所長寿支援課長 中央福祉事業所児童家庭課長 浜名福祉事業所社会福祉課長 浜名福祉事業所長寿支援課長 天竜福祉事業所社会福祉課長 天竜福祉事業所長寿支援課長	福祉支援部「業務継続計画」に基づく措置の実施に関すること。 災害時要援護者支援班に関すること。 【主な業務】被災者への福祉支援
遺族・遺体部	市民部長	市民生活課—くらしのセンター 市民協働・地域政策課 中山間地域振興課 UD・男女共同参画課 創造都市・文化振興課 文化財課 博物館 美術館 スポーツ振興課 中央図書館—地区図書館	市民生活課長 市民協働・地域政策課長 中山間地域振興課長 UD・男女共同参画課長 創造都市・文化振興課長 文化財課長 博物館長 美術館長 スポーツ振興課長 中央図書館長	遺族・遺体部「業務継続計画」に基づく措置の実施に関すること。 【主な業務】遺体安置所の運営
物資管理部	産業部長	産業振興課—計量検査所・公営競技室 まちなか政策課 労働政策課 企業立地推進課 スタートアップ推進課 カーボンニュートラル推進課 観光・シティプロモーション課 農業水産課 中央卸売市場 食肉地方卸売市場 農業振興課 農地整備課 農地利用課（農業委員会事務局） 林業振興課—天竜森林事務所	産業振興課長 まちなか政策課長 労働政策課長 企業立地推進課長 スタートアップ推進課長 カーボンニュートラル推進課長 観光・シティプロモーション課長 農業水産課長 中央卸売市場長 食肉地方卸売市場長 農業振興課長 農地整備課長 農地利用課長（農業委員会事務局次長） 林業振興課長	物資管理部「業務継続計画」に基づく措置の実施に関すること。 【主な業務】物資等の調達、救援物資の受入れ・配布
家屋調査部	税務担当部長	税務総務課 市民税課 資産税課 収納対策課—特別滞納対策室	税務総務課長 市民税課長 資産税課長 収納対策課長	家屋調査部「業務継続計画」に基づく措置の実施に関すること。 【主な業務】被災家屋の調査、罹災証明書の交付、各種市税の減免
都市復興部	都市整備部長	都市計画課 北部都市整備事務所 土地政策課 盛土対策課 交通政策課 市街地整備課 建築行政課 住宅課—北部住宅管理事務所 緑政課 動物園 公園課 公園管理事務所 公共建築課	都市計画課長 北部都市整備事務所長 土地政策課長 盛土対策課長 交通政策課長 市街地整備課長 建築行政課長 住宅課長 緑政課長 動物園長 公園課長 公園管理事務所長 公共建築課長	都市復興部「業務継続計画」に基づく措置の実施に関すること。 【主な業務】建築物の危険度の判定、仮設住宅の建設、主要公共建築物の応急復旧、都市復興計画等に係る支援業務

部	責任者	所 属 名	所 属 長	例 示 奉 務
廃棄物処理部	環境部長	環境政策課 環境保全課 一般廃棄物対策課－北部収集窓口センター 産業廃棄物対策課 廃棄物処理施設課 平和清掃事業所－南部清掃センター 天竜清掃事業所－浜北清掃センター	環境政策課長 環境保全課長 一般廃棄物対策課長 産業廃棄物対策課長 廃棄物処理施設課長 平和清掃事業所長 天竜清掃事業所長	廃棄物処理部「業務継続計画」に基づく措置の実施に関すること。 【主な業務】災害廃棄物の処理、し尿の処理
土木復旧部	土木部長	道路企画課 中央土木整備事務所 浜名土木整備事務所 天竜土木整備事務所 －三遠南信自動車道整備事務所 道路保全課 河川課	道路企画課長 中央土木整備事務所長 浜名土木整備事務所長 天竜土木整備事務所長 道路保全課長 河川課長	土木復旧部「業務継続計画」に基づく措置の実施に関すること。 【主な業務】道路の啓開、道路及び河川の応急復旧、災害復旧事業申請、甚大被害箇所への専門家派遣
上下水道復旧部	水道事業及び下水道事業管理者	上下水道総務課 お客さまサービス課 水道工事課 下水道工事課 浄水課 下水道施設課 北部上下水道課－三ヶ日上下水道室 天竜上下水道課－春野上下水道室 －佐久間上下水道室 －水窪上下水道室 －龍山水道室	上下水道総務課長 お客さまサービス課長 水道工事課長 下水道工事課長 浄水課長 下水道施設課長 北部上下水道課長 天竜上下水道課長	上下水道復旧部「業務継続計画」等に基づく措置の実施に関すること。 【主な業務】飲料水の供給、上下水道施設の応急復旧
学校管理部	学校教育部長	教育総務課 学校・地域連携課 教育施設課 教職員課 教育センター 指導課 市立高等学校 教育支援課 健康安全課－学校給食センター 幼稚園、小学校、中学校 －学校事務センター	教育総務課長 学校・地域連携課長 教育施設課長 教職員課長 教育センター長 指導課長 市立校長 教育支援課長 健康安全課長 園長・学校長	【主な業務】災害対策本部各課の支援、災害救助法に基づく措置、学校再開に係る業務

## 2-12-2 区本部（地域本部）例示事務（地震発生から概ね1ヶ月間）

※2-2 浜松市災害対策本部体制編成図における使命に基づき対応し、下記例示事務を参考に災害対応を行うこと。

	班	課名	該当区	例示事務
区本部	総括担当	区振興課	全区	区本部「業務継続計画」に基づく措置の実施に関する事。  【主な業務】総括、指示、命令、避難所の運営の補助、区(地)域内の情報収集・伝達
	—	区民生活課 — 市民サービスセンター — 協働センター まちづくり推進課 — 協働センター — ふれあいセンター — 浜北地域活動研修センター	全区	区本部「業務継続計画」に基づく措置の実施に関する事。  避難所の運営補助、情報収集に関する事。  【主な業務】 1 区本部長の指揮・命令の下、被災者支援全般 2 本庁各部が実施する災害応急対策への協力 3 地域内の被害情報の収集及び伝達
	地区防災班	あらかじめ指定された地区防災班員	全区	1 避難所・応急救護所の開設及び運営の補助に関する事。 2 地域内の被害情報の収集及び報告に関する事。

### ◆地域本部

地域本部	—	行政センター及び支所 — 協働センター — 市民サービスセンター — ふれあいセンター	全区	地域内における各種情報の収集及び災害応急対策の実施並びに区本部との連絡調整に関する事。  【主な業務】 区本部との連絡調整、避難所の運営補助、気象、被害情報の収集、被災者の窓口対応等
------	---	--	----	--

※舞阪支所については、中央区本部長の判断により、必要に応じて地域本部を設置する。  
この場合において、支所長が地域本部長となる。

## 大規模地震等に関する情報及び広報活動実施要領

昭和58年	7月制定
昭和59年	5月改正
昭和62年	4月改正
平成9年	3月改正
平成16年	1月改正
平成17年	4月改正
平成20年	4月改正
平成21年	4月改正
平成24年	4月改正
平成28年	4月改正
令和7年	4月改正

## 第1編 総論

この要領の目的、構成を明らかにする。

## 第1 目的

この要領は、静岡県地域防災計画に基づき、大規模地震等に関する対策において、県、市町及び防災関係機関等（以下「防災機関」という。）が取り扱う情報・広報について必要な事項を定め、防災機関相互の情報活動及び広報活動の円滑化を図ることを目的とする。

## 第2 構成

この要領は次の3編による。

第1編 総論

第2編 情報活動

第3編 広報活動

## 第3 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 県本部 静岡県地震災害警戒本部又は静岡県災害対策本部をいう。
- 2 県方面本部 県本部の地域組織をいう。
- 3 市町本部 市町の地震災害警戒本部又は災害対策本部をいう。

## 第4 風水害等への準拠

台風、洪水、高潮等による風水害、突発的事故等危機に関する情報及び広報活動については、この要領に準じて処理するものとする。

## 第2編 情報活動

南海トラフ地震に関連する情報が発表されてから発災まで及び発災後県本部が設置されている間に防災機関が行う情報活動について定める。

## 第1 情報活動の基本方針

南海トラフ地震に関連する情報の発表から地震発生後概ね1週間までの各段階における情報活動は、災害応急対策において重要度・優先度の高い被害報告及び支援要請の伝達を重視して実施する。

なお、情報伝達ルートの概要は、図0～図8のとおりとする。

## 第2 情報処理

### 1 伝達すべき情報

防災機関が伝達すべき情報の名称、伝達時期、発信元機関名及び情報伝達ルートは、別表1「伝達情報一覧」に定めるところによる。

### 2 伝達様式

伝達様式は情報の名称ごとに定め、別表1に番号を示す。

### 3 伝達手段

(1) ふじのくに防災情報共有システム（以下「FUJISAN」という。）及び防災行政無線を適用する情報は、別表1のとおり。その他の情報は静岡県デジタル・オフィス（以下「SDO」という。）掲示板、衛星携帯電話、Eメール及びFAX等により伝達する。

(2) 各組織の状況認識を統一するため、情報グループから各部、各方面本部、各市町等に対し、別表1-2に示す伝達ルートにより、積極的に情報共有を図ること。

## 第3 FUJISANの適用

- 1 南海トラフ地震に関連する情報の発表から地震発生後概ね72時間において、FUJISANが使用可能な場合、それを適用する情報については、別表1のとおりとする。
- 2 FUJISANは、GIS（地理情報システム）により被害分布等を視覚的に把握し、直ちに応援部隊の展開等の立案が可能となるため、他の伝達手段に優先して使用する。
- 3 庁舎機能に支障を来たした場合など、別表1に示す情報発信者がFUJISANに入力できない場合は、代行者が入力するものとする。

## 第4 留意事項

### 1 経由機関による集約

県方面本部又は他の防災機関は、別表1にあらかじめ集約様式が指定されているもののほか、必要に応じて情報を集約して伝達するものとする。

### 2 位置特定情報の記入

情報の伝達に際しては、必要に応じて、地図を添付する、地番を記載する、緯度・経度（単位は分まで）を用いるなど、位置特定が容易になるよう留意するものとする。

### 3 事前の記入

防災機関は、各機関において使用する様式について、事前記入が可能な欄は予め記入しておくものとする。

### 4 方面本部が機能喪失した場合の対応

津波浸水等、不測の事態により方面本部が機能喪失した場合の情報収集については、本部指令部等、方面本部から情報収集することとなっている機関が代行して実施する。

## 第5 定めのない情報の扱い

この要領に定めのない情報は、別表1に定める情報の扱いに準じて処理するものとする。

## 第3編 広報活動

南海トラフ地震に関連する情報が発表されてから発災まで及び発災後3か月程度の間に関が行う広報活動について定める。

### 第1 広報活動の基本方針

- 1 南海トラフ地震に関連する情報の発表時点から、社会的状況の変化に適合する広報を、的確な広報手段を用いて行う。
- 2 発災後は、被災者が求める情報が時間とともに異なることを踏まえ、広報活動を行う。
- 3 報道機関には、適時、適切に情報を提供するとともに、各状況に適合した報道を依頼する。

### 第2 県、市町の役割分担

- 1 県は、報道機関への情報提供や県広報紙、インターネット等を活用した全県及び国内外に向けての広報活動を行う。
- 2 市町は、報道機関への情報提供や市町広報紙、同報無線、広報車、インターネット等を活用した地域住民向けの広報活動を行う。

### 第3 時期区分と広報内容

南海トラフ地震臨時情報の発表以降の社会的状況や県民の情報に対するニーズの変化を踏まえた時期区分及び広報内容を別表2に示す。

また、県の行う広報は、原則として別表2に示す時期区分と広報内容（広報文案）により実施する。

なお、広報文の内容及び発表者は、その時の状況変化などにより適宜対応する。

### 第4 報道機関

報道機関への対応は、次のとおりとする。

- 1 配備体制  
発災直後から数日間は、パブリシティによる広報活動を主体とするため、県本部指令部広報班（以下「広報班」という。）は報道対応主体の体制とする。
- 2 対応窓口  
報道機関からの取材等に対しては、広報班報道係（以下「報道係」という。）を窓口とする。
- 3 外国報道機関への対応  
外国報道機関に対しては、報道係及び調整係において可能な範囲で、静岡県災害多言語支援センターや通訳等の協力を得て外国語対応を行う。
- 4 記者会見  
（1）知事又は危機管理監の記者会見を、必要に応じて実施する。  
（2）定例記者会見は、原則として1日2回、危機報道官が定められた共同記者会見場において実施する。  
（3）緊急記者会見は、緊急事態などが発生した場合、危機報道官が共同記者会見場で実施する。  
（4）上記以外のことについては、「大規模地震等に関する情報及び広報活動実施細則」

に定める。

5 報道機関への情報提供

- (1) 情報グループ、対策グループ等からの情報は、原則として、本部員会議資料として提供されたものを報道機関等へ資料提供していく。
- (2) 情報班、対策班等からの情報提供資料は、避難勧告情報など、緊急を要する情報については『緊急情報』と右肩に書いて提供する。
- (3) 情報の錯綜を防ぐため、方面本部においては、第4の4及び5(1)、(2)項において情報提供されたものに関し、適宜報道機関等に対し対応することとする。

第5 特別広報の実施

報道機関を通じた広報とともに県が所管する広報媒体について、その特性を生かし、必要な情報を的確に情報発信する特別広報を実施する。

なお、詳細については、「大規模地震等に関する情報及び広報活動実施細則」に定める。

第6 定めのない広報の扱い

この要領に定めのない広報は、別表2に定める広報の扱いに準じて処理するものとする。

- 付則 この要領は、昭和58年7月2日から施行する。
- 付則 この要領は、昭和59年5月30日から施行する。
- 付則 この要領は、昭和62年4月1日から施行する。
- 付則 この要領は、平成9年3月28日から施行する。
- 付則 この要領は、平成16年1月5日から施行する。
- 付則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 付則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 付則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 付則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 付則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 付則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。